

民法第95条本文は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする」と定めている。これに関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆1

意思表示をなすに当たり、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

◆2

表意者自身において、その意思表示に瑕疵(かし)を認めず、民法第95条に基づく意思表示の無効を主張する意思がない場合は、第三者がその意思表示の無効を主張することはできない。

◆3

意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容とし、かつ、その旨を相手方に明示的に表示した場合は、法律行為の要素となる。

◆4

意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容としたが、その旨を相手方に黙示的に表示したにとどまる場合は、法律行為の要素とならない。

権利関係 平成 21 年 問 1 「錯誤」

民法第 95 条本文は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする」と定めている。これに関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

意思表示をなすに当たり、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

解答：○（正解）

- ・表意者に重大な過失があったとき、無効を主張することができない。

◆ 2

表意者自身において、その意思表示に瑕疵(かし)を認めず、民法第 95 条に基づく意思表示の無効を主張する意思がない場合は、第三者がその意思表示の無効を主張することはできない。

解答：○（正解）

- ・第三者は無効を主張できない。錯誤を無効にする制度は本人を保護するためのもの。

◆ 3

意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容とし、かつ、その旨を相手方に明示的に表示した場合は、法律行為の要素となる。

解答：○（正解）

- ・動機がはっきりすれば、要素（重要ポイント）に錯誤があることになる。

◆ 4

意思表示をなすについての動機は、表意者が当該意思表示の内容としたが、その旨を相手方に黙示的に表示したにとどまる場合は、法律行為の要素とならない。

解答：×（不正解）

- ・動機を黙示的に表示しても、要素（重要ポイント）に錯誤があることになる。

権利関係 平成 21 年 問 2 「代理」

AがA所有の土地の売却に関する代理権をBに与えた場合における次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

Bが自らを「売主Aの代理人B」ではなく、「売主B」と表示して、買主Cとの間で売買契約を締結した場合には、Bは売主Aの代理人として契約しているとCが知っていても、売買契約はBC間に成立する。

◆ 2

Bが自らを「売主Aの代理人B」と表示して買主Dとの間で締結した売買契約について、Bが未成年であったとしても、AはBが未成年であることを理由に取り消すことはできない。

◆ 3

Bは、自らが選任及び監督するのであれば、Aの意向にかかわらず、いつでもEを復代理人として選任して売買契約を締結させることができる。

◆ 4

Bは、Aに損失が発生しないのであれば、Aの意向にかかわらず、買主Fの代理人にもなって、売買契約を締結することができる。

権利関係 平成21年 問2 「代理」

AがA所有の土地の売却に関する代理権をBに与えた場合における次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆1

Bが自らを「売主Aの代理人B」ではなく、「売主B」と表示して、買主Cとの間で売買契約を締結した場合には、Bは売主Aの代理人として契約しているとCが知っていても、売買契約はBC間に成立する。

解答：×（不正解）

- ・Cが知っていたり、知り得た場合は、Aに契約の効力が帰属し、AC間で売買契約が成立する。

◆2

Bが自らを「売主Aの代理人B」と表示して買主Dとの間で締結した売買契約について、Bが未成年であったとしても、AはBが未成年であることを理由に取り消すことはできない。

解答：○（正解）

- ・未成年者でも代理人になることができる。未成年者の代理人が契約を行っても契約は取り消せない。

◆3

Bは、自らが選任及び監督するのであれば、Aの意向にかかわらず、いつでもEを復代理人として選任して売買契約を締結させることができる。

解答：×（不正解）

- ・復代理人は、本人の承諾を得た場合、やむを得ない理由がある場合に選任できる。

◆4

Bは、Aに損失が発生しないのであれば、Aの意向にかかわらず、買主Fの代理人にもなって、売買契約を締結することができる。

解答：×（不正解）

- ・代理人を利用する場合、売主と買主の両者の許諾が必要。

権利関係 平成21年 問3 「消滅時効」

Aは、Bに対し建物を賃貸し、月額10万円の賃料債権を有している。この賃料債権の消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

Aが、Bに対する賃料債権につき支払督促の申立てをし、さらに期間内に適法に仮執行の宣言の申立てをしたときは、消滅時効は中断する。

◆ 2

Bが、Aとの建物賃貸借契約締結時に、賃料債権につき消滅時効の利益はあらかじめ放棄する旨約定したとしても、その約定に法的効力は認められない。

◆ 3

Aが、Bに対する賃料債権につき内容証明郵便により支払を請求したときは、その請求により消滅時効は中断する。

◆ 4

Bが、賃料債権の消滅時効が完成した後にその賃料債権を承認したときは、消滅時効の完成を知らなかったときでも、その完成した消滅時効の援用をすることは許されない。

権利関係 平成 21 年 問 3 「消滅時効」

Aは、Bに対し建物を賃貸し、月額10万円の賃料債権を有している。
この賃料債権の消滅時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

Aが、Bに対する賃料債権につき支払督促の申立てをし、さらに期間内に適法に仮執行の宣言の申立てをしたときは、消滅時効は中断する。

解答：○（正解）

- ・支払督促の申立てをし、仮執行の宣言を申立てれば消滅時効は中断する。

◆ 2

Bが、Aとの建物賃貸借契約締結時に、賃料債権につき消滅時効の利益はあらかじめ放棄する旨約定したとしても、その約定に法的効力は認められない。

解答：○（正解）

- ・あらかじめ放棄すると約定したとしても、認められない。

◆ 3

Aが、Bに対する賃料債権につき内容証明郵便により支払を請求したときは、その請求により消滅時効は中断する。

解答：×（不正解）

- ・内容証明郵便だけでは時効は中断しない。

◆ 4

Bが、賃料債権の消滅時効が完成した後にその賃料債権を承認したときは、消滅時効の完成を知らなかったときでも、その完成した消滅時効の援用をすることは許されない。

解答：○（正解）

- ・完成した消滅時効の援用をすることはできない。

権利関係 平成 21 年 問 4 「相隣関係」

相隣関係に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

土地の所有者は、境界において障壁を修繕するために必要であれば、必要な範囲内で隣地の使用を請求することができる。

◆ 2

複数の筆の他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を自由に選んで通行することができる。

◆ 3

Aの隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、Aはその根を切り取ることができる。

◆ 4

異なる慣習がある場合を除き、境界線から1 m未満の範囲の距離において他人の宅地を見通すことができる窓を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

権利関係 平成 21 年 問 4 「相隣関係」

相隣関係に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1

土地の所有者は、境界において障壁を修繕するために必要であれば、必要な範囲内で隣地の使用を請求することができる。

解答：○（正解）

- ・境界において障壁を修繕するために、必要な範囲内で隣地の使用を請求できる。

◆ 2

複数の筆の他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を自由に選んで通行することができる。

解答：×（不正解）

- ・他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、周りの土地の損害が少ない通行場所を選ぶ必要がある。

◆ 3

Aの隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、Aはその根を切り取ることができる。

解答：○（正解）

- ・隣地からの木の枝は切ることはできないが、根っこは切ることができる。

◆ 4

異なる慣習がある場合を除き、境界線から1 m未満の範囲の距離において他人の宅地を見通すことができる窓を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

解答：○（正解）

- ・境界線から1 m未満の距離に、他人の宅地を見通すことができる窓を設けるなら目隠しをつける必要がある。

権利関係 平成 21 年 問 5 「担保物権」

担保物権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

抵当権者も先取特権者も、その目的物が火災により焼失して債務者が火災保険請求権を取得した場合には、その火災保険金請求権に物上代位することができる。

◆ 2

先取特権も質権も、債権者と債務者との間の契約により成立する。

◆ 3

留置権は動産についても不動産についても成立するのに対し、先取特権は動産については成立するが不動産については成立しない。

◆ 4

留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有する必要があるのに対し、質権者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、質物を占有する必要がある。

権利関係 平成 21 年 問 5 「担保物権」

担保物権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

抵当権者も先取特権者も、その目的物が火災により焼失して債務者が火災保険請求権を取得した場合には、その火災保険金請求権に物上代位することができる。

解答：○（正解）

- ・ 抵当権や先取特権に物上代位することができる
（債務者がもらうお金を差し押さえれる）

◆ 2

先取特権も質権も、債権者と債務者との間の契約により成立する。

解答：×（不正解）

- ・ 質権と抵当権は契約によって成立する。先取特権は法定の規定で設定する。

◆ 3

留置権は動産についても不動産についても成立するのに対し、先取特権は動産については成立するが不動産については成立しない。

解答：×（不正解）

- ・ 留置権と先取特権は、動産でも不動産でも成立する。

◆ 4

留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有する必要があるのに対し、質権者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、質物を占有する必要がある。

解答：×（不正解）

- ・ 留置権者と質権者は、善良な管理者が細心の注意を払うことで占有することができる。

権利関係 平成21年 問6 「抵当権」

民法第379条は「抵当不動産の第三取得者は、第383条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる」と定めている。これに関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

抵当権の被担保債権につき保証人となっている者は、抵当不動産を買い受けて第三取得者になれば、抵当権消滅請求をすることができる。

◆ 2

抵当不動産の第三取得者は、当該抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生した後でも、売却の許可の決定が確定するまでは、抵当権消滅請求をすることができる。

◆ 3

抵当不動産の第三取得者が抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に民法第383条所定の書面を送付すれば足り、その送付書面につき事前に裁判所の許可を受ける必要はない。

◆ 4

抵当不動産の第三取得者から抵当権消滅請求にかかる民法第383条所定の書面の送付を受けた抵当権者が、同書面の送付を受けた後2か月以内に、承諾できない旨を確定日付のある書面にて第三取得者に通知すれば、同請求に基づく抵当権消滅の効果は生じない。

民法第379条は「抵当不動産の第三取得者は、第383条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる」と定めている。これに関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

抵当権の被担保債権につき保証人となっている者は、抵当不動産を買い受けて第三取得者になれば、抵当権消滅請求をすることができる。

解答：×（不正解）

- ・債務者と保証人は抵当権消滅請求はできない。

◆ 2

抵当不動産の第三取得者は、当該抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生した後でも、売却の許可の決定が確定するまでは、抵当権消滅請求をすることができる。

解答：×（不正解）

- ・競売の差押えがある前に、抵当権消滅請求をしなければならない。

◆ 3

抵当不動産の第三取得者が抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に民法第383条所定の書面を送付すれば足り、その送付書面につき事前に裁判所の許可を受ける必要はない。

解答：○（正解）

- ・第三取得者が抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に所定の書面を送付すればいい。裁判所の許可は必要なし。

◆ 4

抵当不動産の第三取得者から抵当権消滅請求にかかる民法第383条所定の書面の送付を受けた抵当権者が、同書面の送付を受けた後2か月以内に、承諾できない旨を確定日付のある書面にて第三取得者に通知すれば、同請求に基づく抵当権消滅の効果は生じない。

解答：×（不正解）

- ・第三取得者に、承諾できない旨を確定日付のある書面で通知しても、抵当権消滅を阻止することはできない。

権利関係 平成 21 年 問 7 「抵当権」

法定地上権に関する次の 1 から 4 までの記述のうち、民法の規定、判例及び判決文によれば、誤っているものはどれか。

【判決文】 土地について 1 番抵当権が設定された当時、土地と地上建物の所有者が異なり、法定地上権成立の要件が充足されていなかった場合には、土地と地上建物を同一人が所有するにいたった後に後順位抵当権者が設定されたとしても、その後に抵当権が実行され、土地が競落されたことにより 1 番抵当権者が消滅するときは、地上建物のための法定地上権は成立しないものと解するのが相当である。

◆ 1 土地及びその地上建物の所有者が同一である状態で、土地に 1 番抵当権が設定され、その実行により土地と地上建物の所有者が異なるに至ったときは、地上建物について法定地上権が成立する。
。

◆ 2 更地である土地の抵当権者が抵当権設定後に地上建物が建築されることを承認した場合であっても、土地の抵当権設定時に土地と所有者を同じくする地上建物が存在していない以上、地上建物について法定地上権は成

◆ 3 土地に 1 番抵当権が設定された当時、土地と地上建物の所有者が異なっていたとしても、2 番抵当権設定時に土地と地上建物の所有者が同一人となれば、土地の抵当権の実行により土地と地上建物の所有者が異なるにいたったときは、地上建物について法定地上権が成立する。

◆ 4 土地の所有者が、当該土地の借地人から抵当権が設定されていない地上建物を購入した後、建物の所有権移転登記をする前に土地に抵当権を設定した場合、当該抵当権の実行により土地と地上建物の所有者が異なるに至ったときは、地上建物について法定地上権が成立する。

権利関係 平成 21 年 問 7 「抵当権」

法定地上権に関する次の 1 から 4 までの記述のうち、民法の規定、判例及び判決文によれば、誤っているものはどれか。

【判決文】 土地について 1 番抵当権が設定された当時、土地と地上建物の所有者が異なり、法定地上権成立の要件が充足されていなかった場合には、土地と地上建物を同一人が所有するにいたった後に後順位抵当権者が設定されたとしても、その後に抵当権が実行され、土地が競落されたことにより 1 番抵当権者が消滅するときは、地上建物のための法定地上権は成立しないものと解するのが相当である。

◆ 1 土地及びその地上建物の所有者が同一である状態で、土地に 1 番抵当権が設定され、その実行により土地と地上建物の所有者が異なるに至ったときは、地上建物について法定地上権が成立する。

解答：○（正解） ・土地の抵当権設置時に、土地の上に建物が立っていて、土地と建物が同一人物の所有物であれば法定地上権が成立する。

◆ 2 更地である土地の抵当権者が抵当権設定後に地上建物が建築されることを承認した場合であっても、土地の抵当権設定時に土地と所有者を同じくする地上建物が存在していない以上、地上建物について法定地上権は成

解答：○（正解）

・法定地上権は、抵当権設置時に土地の上に建物が立っており、土地と建物の持主が同じ必要がある。

◆ 3 土地に 1 番抵当権が設定された当時、土地と地上建物の所有者が異なっていたとしても、2 番抵当権設定時に土地と地上建物の所有者が同一人となれば、土地の抵当権の実行により土地と地上建物の所有者が異なるにいたったときは、地上建物について法定地上権が成立する。

解答：×（不正解）

・1 番抵当権のときに土地と建物の所有者が一緒でなく、2 番抵当権設定時に同一人物の所有物であった場合でも、法定地上権は成立しない。

◆ 4 土地の所有者が、当該土地の借地人から抵当権が設定されていない地上建物を購入した後、建物の所有権移転登記をする前に土地に抵当権を設定した場合、当該抵当権の実行により土地と地上建物の所有者が異なるに至ったときは、地上建物について法定地上権が成立する。

解答：○（正解）

・抵当権設置時に土地の上に建物が立っており、土地と建物が同一人物の所有物であれば法定地上権が成立する。移転登記はされてなくてもいい。

権利関係 平成 21 年 問 8 「解除」

売主Aは、買主Bとの間で甲土地の売買契約を締結し、代金の3分の2の支払と引換えに所有権移転登記手続と引渡しを行った。その後、Bが残代金を支払わないので、Aは適法に甲土地の売買契約を解除した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 Aの解除前に、BがCに甲土地を売却し、BからCに対する所有権移転登記がなされているときは、BのAに対する代金債務につき不履行があることをCが知っていた場合においても、Aは解除に基づく甲土地の所有権をCに対して主張できない。

◆ 2 Bは、甲土地を現状有姿の状態にAに返還し、かつ、移転登記を抹消すれば、引渡しを受けていた間に甲土地を貸駐車場として収益を上げていたときでも、Aに対してその利益を償還すべき義務はない。

◆ 3 Bは、自らの債務不履行で解除されたので、Bの原状回復義務を先に履行しなければならず、Aの受領済み代金返還義務との同時履行の抗弁権を主張することはできない。

◆ 4 Aは、Bが契約解除後遅滞なく原状回復義務を履行すれば、契約締結後原状回復義務履行時までの間に甲土地の価格が下落して損害を被った場合でも、Bに対して損害賠償を請求することはできない。

権利関係 平成 21 年 問 8 「解除」

売主Aは、買主Bとの間で甲土地の売買契約を締結し、代金の3分の2の支払と引換えに所有権移転登記手続と引渡しを行った。その後、Bが残代金を支払わないので、Aは適法に甲土地の売買契約を解除した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 Aの解除前に、BがCに甲土地を売却し、BからCに対する所有権移転登記がなされているときは、BのAに対する代金債務につき不履行があることをCが知っていた場合においても、Aは解除に基づく甲土地の所有権をCに対して主張できない。

解答：○（正解）

- ・ Cが既に登記しているので、Aは所有権をCに対し主張できない。

◆ 2 Bは、甲土地を現状有姿の状態にAに返還し、かつ、移転登記を抹消すれば、引渡しを受けていた間に甲土地を貸駐車場として収益を上げていたときでも、Aに対してその利益を償還すべき義務はない。

解答：×（不正解）

- ・ 契約の解除によって契約は元々なかったことになるから、甲土地を貸駐車場として利用していた利益をAに償還する必要がある。

◆ 3 Bは、自らの債務不履行で解除されたので、Bの原状回復義務を先に履行しなければならず、Aの受領済み代金返還義務との同時履行の抗弁権を主張することはできない。

解答：×（不正解）

- ・ 原状回復義務と代金返還義務は同時履行の関係にあるので、同時履行の弁済権を主張できる。

◆ 4 Aは、Bが契約解除後遅滞なく原状回復義務を履行すれば、契約締結後原状回復義務履行時までの間に甲土地の価格が下落して損害を被った場合でも、Bに対して損害賠償を請求することはできない。

解答：×（不正解）

- ・ Aは契約を解除し、損害を被った分の損害賠償の請求もできる。

Aは、生活の面倒をみてくれている甥のBに、自分が居住している甲建物を贈与しようと考えている。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によってなされた場合、Aはその履行前であれば贈与を撤回することができる。

◆ 2

AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によらないでなされた場合、Aが履行するのは自由であるが、その贈与契約は法的な効力を生じない。

◆ 3

Aが、Bに対し、Aの生活の面倒をみることという負担を課して、甲建物を書面によって贈与した場合、甲建物の瑕疵（かし）については、Aはその負担の限度において、売主と同じく担保責任を負う。

◆ 4

Aが、Bに対し、Aの生活の面倒をみることという負担を課して、甲建物を書面によって贈与した場合、Bがその負担をその本旨に従って履行しないときでも、Aはその贈与契約を解除することはできない。

権利関係 平成21年 問9 「贈与」

Aは、生活の面倒をみてくれている甥のBに、自分が居住している甲建物を贈与しようと考えている。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によってなされた場合、Aはその履行前であれば贈与を撤回することができる。

解答：×（不正解）

- ・贈与が書面によってなされた場合、贈与を撤回することはできない。

◆ 2

AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によらないでなされた場合、Aが履行するのは自由であるが、その贈与契約は法的な効力を生じない。

解答：×（不正解）

- ・書面ではない贈与（例えば口約束）などでも、法的には有効。

◆ 3

Aが、Bに対し、Aの生活の面倒をみることという負担を課して、甲建物を書面によって贈与した場合、甲建物の瑕疵（かし）については、Aはその負担の限度において、売主と同じく担保責任を負う。

解答：○（正解）

- ・負担付の贈与は、贈与者も利益を得るので、瑕疵担保責任を負う。

◆ 4

Aが、Bに対し、Aの生活の面倒をみることという負担を課して、甲建物を書面によって贈与した場合、Bがその負担をその本旨に従って履行しないときでも、Aはその贈与契約を解除することはできない。

解答：×（不正解）

- ・Bが履行しないときは、Aは契約を解除することができる。

権利関係 平成 21 年 問 10 「瑕疵担保責任」

A を売主、B を買主として甲土地の売買契約を締結した場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

A 所有の甲土地に A が気付かなかった瑕疵があり、その瑕疵については、B も瑕疵であることに気づいておらず、かつ、気付かなかったことにつき過失がないような場合には、A は瑕疵担保責任を負う必要はない。

◆ 2

B が A に解約手付を交付している場合、A が契約の履行に着手していない場合であっても、B が自ら履行に着手していれば、B は手付を放棄して売買契約を解除することができない。

◆ 3

甲土地が A の所有地ではなく、他人の所有地であった場合には、A B 間の売買契約は無効である。

◆ 4

A 所有の甲土地に抵当権の登記があり、B が当該土地の抵当権消滅請求をした場合には、B は当該請求の手続が終わるまで、A に対して売買代金の支払を拒むことができる。

権利関係 平成21年 問10 「瑕疵担保責任」

Aを売主、Bを買主として甲土地の売買契約を締結した場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

◆1

A所有の甲土地にAが気付かなかった瑕疵があり、その瑕疵については、Bも瑕疵であることに気づいておらず、かつ、気付かなかったことにつき過失がないような場合には、Aは瑕疵担保責任を負う必要はない。

解答：×(不正解)

- ・売主Aは瑕疵について知らなかったとしても、その責任を負う。

◆2

BがAに解約手付を交付している場合、Aが契約の履行に着手していない場合であっても、Bが自ら履行に着手していれば、Bは手付を放棄して売買契約を解除することができない。

解答：×(不正解)

- ・手付による解除ができなくなるのは、契約相手が契約の履行に着手した後になる。

◆3

甲土地がAの所有地ではなく、他人の所有地であった場合には、A B間の売買契約は無効である。

解答：×(不正解)

- ・他人の所有地の売買契約も法的に有効になる。

◆4

A所有の甲土地に抵当権の登記があり、Bが当該土地の抵当権消滅請求をした場合には、Bは当該請求の手続が終わるまで、Aに対して売買代金の支払を拒むことができる。

解答：○(正解)

- ・Bは、抵当権消滅請求の手続が終わるまで、代金の支払を拒むことができる。

現行の借地借家法の施行後に設定された借地権に関する次の記述のうち、借地借家法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

借地権の当初の存続期間中に借地上の建物の滅失があった場合で、借地権者が借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときは、借地権設定者は地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借契約の解約の申入れをすることができる。

◆ 2

借地権の当初の存続期間が満了する場合において、借地権者が借地契約の更新を請求したときに、建物があるときは、借地権設定者が遅滞なく異議を述べたときでも、その異議の理由にかかわらず、従前の借地契約と同一の条件で借地契約を更新したものとみなされる。

◆ 3

借地権の当初の存続期間中に借地上の建物の滅失があった場合、借地権者は地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができる。

◆ 4

借地権の当初の存続期間が満了し借地契約を更新する場合において、当事者間でその期間を更新の日から 10 年と定めたときは、その定めは効力を生じず、更新後の存続期間は更新の日から 20 年となる。

現行の借地借家法の施行後に設定された借地権に関する次の記述のうち、借地借家法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

借地権の当初の存続期間中に借地上の建物の滅失があった場合で、借地権者が借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときは、借地権設定者は地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借契約の解約の申入れをすることができる。

解答：×（不正解）

- ・借地権設定者の承諾を得てないので、借地権が再築後 20 年間存続というふうにはならないが、承諾を得ていなくても当初の契約期間は存続する。

◆ 2

借地権の当初の存続期間が満了する場合において、借地権者が借地契約の更新を請求したときに、建物があるときは、借地権設定者が遅滞なく異議を述べたときでも、その異議の理由にかかわらず、従前の借地契約と同一の条件で借地契約を更新したものとみなされる。

解答：×（不正解）

- ・借地権設定者が遅滞なく異議を述べて、正当な事由があれば契約は終了する。

◆ 3

借地権の当初の存続期間中に借地上の建物の滅失があった場合、借地権者は地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができる。

解答：×（不正解）

- ・借地契約更新後に建物が滅失した場合、借地権の消滅を一方的に申し入れることができる。当初の契約期間内だった場合は一方的に申し入れできない。

◆ 4

借地権の当初の存続期間が満了し借地契約を更新する場合において、当事者間でその期間を更新の日から 10 年と定めたときは、その定めは効力を生じず、更新後の存続期間は更新の日から 20 年となる。

解答：○（正解）

- ・更新後の存続期間は 1 回目 20 年以上、2 回目以降は 10 年以上。
1 回目の更新で 20 年より短く期間を決めても 20 年となる。

A所有の甲建物につき、Bが一時使用目的ではなく賃料月額10万円で賃貸借契約を締結する場合と、Cが適当な家屋に移るまでの一時的な居住を目的として無償で使用貸借契約を締結する場合に関する次の記述のうち、民法及び借地借家法の規定並びに判例によれば、誤っているものはどれか。

- ◆ 1 BがAに無断で甲建物を転貸しても、Aに対する背信的行為と認めるに足りない特段の事情があるときは、Aは賃貸借契約を解除できないのに対し、CがAに無断で甲建物を転貸した場合には、Aは使用貸借を解除できる。

- ◆ 2 期間の定めがない場合、AはBに対して正当な事由があるときに限り、解約を申し入れることができるのに対し、返還時期の定めがない場合、AはCに対していつでも返還を請求できる。

- ◆ 3 Aが甲建物をDに売却した場合、甲建物の引渡しを受けて甲建物で居住しているBはDに対して賃借権を主張できるのに対し、Cは甲建物の引き渡しを受けて甲建物に居住していてもDに対して使用借権を主張することができない。

- ◆ 4 Bが死亡しても賃貸借契約は終了せず賃借権はBの相続人に相続されるのに対し、Cが死亡すると使用貸借契約は終了するので使用借権はCの相続人に相続されない。

権利関係 平成 21 年 問 12 「借地借家法」

A所有の甲建物につき、Bが一時使用目的ではなく賃料月額10万円で賃貸借契約を締結する場合と、Cが適当な家屋に移るまでの一時的な居住を目的として無償で使用貸借契約を締結する場合に関する次の記述のうち、民法及び借地借家法の規定並びに判例によれば、誤っているものはどれか。

◆ 1 BがAに無断で甲建物を転貸しても、Aに対する背信的行為と認めるに足りない特段の事情があるときは、Aは賃貸借契約を解除できないのに対し、CがAに無断で甲建物を転貸した場合には、Aは使用貸借を解除できる。

解答：○（正解）

- ・ Bが無断で転貸しても、事情があるときは解除できない。
Cが転貸した場合は解除できる。

◆ 2 期間の定めがない場合、AはBに対して正当な事由があるときに限り、解約を申し入れることができるのに対し、返還時期の定めがない場合、AはCに対していつでも返還を請求できる。

解答：×（不正解）

- ・ いつでも返還請求はできない。使用収益をするのに十分な期間が経過したら返還の請求ができる。

◆ 3 Aが甲建物をDに売却した場合、甲建物の引渡しを受けて甲建物で居住しているBはDに対して賃借権を主張できるのに対し、Cは甲建物の引き渡しを受けて甲建物に居住していてもDに対して使用借権を主張することができない。

解答：○（正解）

- ・ BはDに対して賃借権を主張できるのに対し、Cは使用借権を主張することができない。

◆ 4 Bが死亡しても賃貸借契約は終了せず賃借権はBの相続人に相続されるのに対し、Cが死亡すると使用貸借契約は終了するので使用借権はCの相続人に相続されない。

解答：○（正解）

- ・ Bが死亡すると、賃借権はBの相続人に相続される。Cが死亡すると、使用貸借契約は終了するので相続されない。

権利関係 平成 21 年 問 13 「区分所有法」

建物の区分所有等に関する法律（以下この問において「法」という）
についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

管理者は、少なくとも毎年 1 回集会を招集しなければならない。また、招集通知は、会日より少なくとも 1 週間前に、会議の目的たる事項を示し、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。

◆ 2

法又は規約により集会において決議をすべき場合において、これに代わり書面による決議を行うことについて区分所有者が 1 人でも反対するときは、書面による決議をすることができない。

◆ 3

建替え決議を目的とする集会を招集するときは、会日より少なくとも 2 ヶ月前に、招集通知を発しなければならない。ただし、この期間は規約で伸長することができる。

◆ 4

他の区分所有者から区分所有権を譲り受け、建物の専有部分の全部を所有することとなった者は、公正証書による規約の設定を行うことができる。

権利関係 平成21年 問13 「区分所有法」

建物の区分所有等に関する法律（以下この間において「法」という）についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆1

管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならない。また、招集通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示し、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。

解答：○（正解）

- ・管理者は、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならない。

◆2

法又は規約により集会において決議をすべき場合において、これに代わり書面による決議を行うことについて区分所有者が1人でも反対するときは、書面による決議をすることができない。

解答：○（正解）

- ・区分所有者全員の承諾があるときは、集会をしないで面による決議ができる。

◆3

建替え決議を目的とする集会を招集するときは、会日より少なくとも2ヶ月前に、招集通知を発しなければならない。ただし、この期間は規約で伸長することができる。

解答：○（正解）

- ・建替え決議を目的とする集会は、少なくとも2か月前に通知する。この期間は規約で伸長することができる。

◆4

他の区分所有者から区分所有権を譲り受け、建物の専有部分の全部を所有することとなった者は、公正証書による規約の設定を行うことができる。

解答：×（不正解）

- ・最初に建物を所有することになった者は、公正証書によって規約を設定できる。

不動産の表示の登記についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

土地の地目について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から 1 月以内に、当該地目に関する変更の登記を申請しなければならない。

◆ 2

表題部所有者について住所の変更があったときは、当該表題部所有者は、その変更があったときから 1 月以内に、当該住所についての変更の登記の申請をしなければならない。

◆ 3

表題登記がない建物（区分建物を除く）の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から 1 月以内に、表題登記を申請しなければならない。

◆ 4

建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から 1 月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。

不動産の表示の登記についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

土地の地目について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から1月以内に、当該地目に関する変更の登記を申請しなければならない。

解答：○（正解）

- ・登記記録の土地に関する「地目(宅地、田畑等)」「地積(面積)」に変更があった場合、その日から1ヶ月以内に変更の登記申請をする必要がある。

◆ 2

表題部所有者について住所の変更があったときは、当該表題部所有者は、その変更があったときから1月以内に、当該住所についての変更の登記の申請をしなければならない。

解答：×（不正解）

- ・表題部所有者の住所に変更があったとしても、「1ヶ月以内に更新しなければならない」という決まりはない。

◆ 3

表題登記がない建物（区分建物を除く）の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1月以内に、表題登記を申請しなければならない。

解答：○（正解）

- ・「表題登記」がない建物を取得した者は、建物の所有権を得た日から「1ヶ月以内」に表題登記をしなければならない。

◆ 4

建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。

解答：○（正解）

- ・建物を新築したときとや、建物を滅失したときは、「1ヶ月以内」に「表示登記を申請する義務」がある。

国土利用計画法第23条の都道府県知事への届出（以下この問において「事後届出」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

宅地建物取引業者Aが都市計画区域外の10,000平方メートルの土地を時効取得した場合、Aは、その日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

◆2

宅地建物取引業者Bが行った事後届出に係る土地の利用目的について、都道府県知事が適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をした場合、Bがその助言に従わないときは、当該知事は、その旨及び助言の内容を公表しなければならない。

◆3

宅地建物取引業者Cが所有する市街化調整区域内の6,000平方メートルの土地について、宅地建物取引業者Dが購入する旨の予約をした場合、Dは当該予約をした日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

◆4

宅地建物取引業者Eが所有する都市計画区域外の13,000平方メートルの土地について、4,000平方メートルを宅地建物取引業者Fに、9,000平方メートルを宅地建物取引業者Gに売却する契約を締結した場合、F及びGはそれぞれ、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

国土利用計画法第23条の都道府県知事への届出（以下この問において「事後届出」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆1

宅地建物取引業者Aが都市計画区域外の10,000平方メートルの土地を時効取得した場合、Aは、その日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

解答：×（不正解）

- ・時効取得は届出をする必要がない。

◆2

宅地建物取引業者Bが行った事後届出に係る土地の利用目的について、都道府県知事が適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をした場合、Bがその助言に従わないときは、当該知事は、その旨及び助言の内容を公表しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・勧告を無視した場合、勧告内容を公表されてしまう。助言内容は公表されない。

◆3

宅地建物取引業者Cが所有する市街化調整区域内の6,000平方メートルの土地について、宅地建物取引業者Dが購入する旨の予約をした場合、Dは当該予約をした日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

解答：○（正解）

- ・Dは予約をした日から起算して2週間以内に届出を行う必要がある。

◆4

宅地建物取引業者Eが所有する都市計画区域外の13,000平方メートルの土地について、4,000平方メートルを宅地建物取引業者Fに、9,000平方メートルを宅地建物取引業者Gに売却する契約を締結した場合、F及びGはそれぞれ、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。

解答：×（不正解）

- ・都市計画区域外の土地を分筆して別々に取得した場合、1万平方メートル以上の土地を取得した人にだけ届出義務がある。

都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあってはその長をいうものとする。

◆ 1

市街地開発事業の施行地区内においては、非常災害のために必要な応急措置として行う建築物の建築であっても、都道府県知事の許可を受けなければならない。

◆ 2

風致地区内における建築物の建築については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

◆ 3

工作物の建設を行おうとする場合は、地区整備計画が定められている地区計画の区域であっても、行為の種類、場所等の届出が必要となることはない。

◆ 4

都市計画事業においては、土地収用法における事業の認定の告示をもって、都市計画事業の認可又は承認の告示とみなしている。

都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあつてはその長をいうものとする。

◆ 1

市街地開発事業の施行地区内においては、非常災害のために必要な応急措置として行う建築物の建築であっても、都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：×(不正解)

- ・非常災害の応急措置として行う建築は、知事の許可を受ける必要がない。

◆ 2

風致地区内における建築物の建築については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

解答：○(正解)

- ・風致地区内における建築物の建築をする場合、地方公共団体の条例で必要な規制をすることができる。

◆ 3

工作物の建設を行おうとする場合は、地区整備計画が定められている地区計画の区域であっても、行為の種類、場所等の届出が必要となることはない。

解答：×(不正解)

- ・地区整備計画が定められている地区計画の区域で、工作物を建設する場合、着手 30 日前までに市町村長に届け出る。

◆ 4

都市計画事業においては、土地収用法における事業の認定の告示をもって、都市計画事業の認可又は承認の告示とみなしている。

解答：×(不正解)

- ・都市計画事業の認可か、承認の告示をもって、土地収用法の事業認定の告知とみなせる。

法令上の制限・他 平成21年 問17 「開発許可」

都市計画法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあつてはその長をいうものとする。

- ◆1 区域区分の定められていない都市計画区域内の土地において、10,000平方メートルのゴルフコースの建設を目的とする土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- ◆2 市街化区域内の土地において、700平方メートルの開発行為を行おうとする場合に、都道府県知事の許可が必要となる場合がある。

- ◆3 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、公共施設が設置されたときは、その公共施設は、協議により他の法律に基づく管理者が管理することとした場合を除き、開発許可を受けた者が管理することとされている。

- ◆4 用途地域等の定めがない土地のうち開発許可を受けた開発区域内においては、開発行為に関する工事完了の公告があつた場合は、都道府県知事の許可を受ければ、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築することができる。

法令上の制限・他 平成 21 年 問 17 「開発許可」

都市計画法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあつてはその長をいうものとする。

◆ 1 区域区分の定められていない都市計画区域内の土地において、10,000平方メートルのゴルフコースの建設を目的とする土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：○(正解)

- ・区域区分の定められてない都市計画区域で3,000平方メートル以上の開発行為をする場合、都道府県知事の許可が必要。

◆ 2 市街化区域内の土地において、700平方メートルの開発行為を行おうとする場合に、都道府県知事の許可が必要となる場合がある。

解答：○(正解)

- ・市街化区域内の土地は、1,000平方メートル未満の開発に許可は不要だが、三大都市の一定の市街化区域では500平方メートル以上の開発に許可が必要になる場合がある。

◆ 3 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、公共施設が設置されたときは、その公共施設は、協議により他の法律に基づく管理者が管理することとした場合を除き、開発許可を受けた者が管理することとされている。

解答：×(不正解)

- ・開発行為で設置された公共施設は、市町村が管理する。

◆ 4 用途地域等の定めがない土地のうち開発許可を受けた開発区域内においては、開発行為に関する工事完了の公告があった場合は、都道府県知事の許可を受ければ、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築することができる。

解答：○(正解)

- ・用途地域等が定められていない開発区域内では、通常予定建築物以外は建築できないが、知事の許可があれば可能。

法令上の制限・他 平成21年 問18 「建築確認」

建築基準法に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

◆ア

準都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く）内に建築する木造の建築物で、2の階数を有するものは、建築確認を要しない。

◆イ

防火地域内において建築物を増築する場合で、その増築に係る部分の床面積の合計が100平方メートル以内であるときは、建築確認は不要である。

◆ウ

都道府県知事は、建築主事から構造計算適合性判定を求められた場合においては、原則として、当該構造計算適合性判定を求められた日から1月以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。

◆エ

指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、一定の期間内に、確認審査報告書を作成し、当該確認済証の交付に係る建築物の計画に関する一定の書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

法令上の制限・他 平成21年 問18 「建築確認」

建築基準法に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

◆ア

準都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く）内に建築する木造の建築物で、2の階数を有するものは、建築確認を要しない。

解答：×（不正解）

- ・都市計画区域や準都市計画区域では、新築の建築物に建築確認が必要。

◆イ

防火地域内において建築物を増築する場合で、その増築に係る部分の床面積の合計が100平方メートル以内であるときは、建築確認は不要である。

解答：×（不正解）

- ・防火地域や準防火地域では、増改築・移転に建築確認が必要。

◆ウ

都道府県知事は、建築主事から構造計算適合性判定を求められた場合においては、原則として、当該構造計算適合性判定を求められた日から1月以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・建築主事から構造計算適合性判定を求められた日から、14日以内に通知書を交付しなければならない。

◆エ

指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、一定の期間内に、確認審査報告書を作成し、当該確認済証の交付に係る建築物の計画に関する一定の書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

解答：○（正解）

- ・指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたとき、一定の期間内に報告書を作成して、特定行政庁に提出する。

【答え】

1. 1つ（正解） 2. 2つ 3. 3つ 4. 4つ
エだけが正しいので「1」が正解。

法令上の制限・他 平成21年 問19 「総合問題」

建築基準法（以下この問において「法」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する地方公共団体の条例において定められた内容に適合するものでなければならない。

◆ 2

認可の公告のあった建築協定は、その公告のあった日以後に協定の目的となっている土地の所有権を取得した者に対しても、効力がある。

◆ 3

商業地域内にある建築物については、法第56条の2第1項の規定による日影規制は、適用されない。ただし、冬至日において日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせる、高さ10mを超える建築物については、この限りではない。

◆ 4

特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、法第48条の規定による建築物の用途制限を緩和することができる。

建築基準法（以下この問において「法」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する地方公共団体の条例において定められた内容に適合するものでなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 高度地区内の建築物の高さは都市計画で定める。
地方公共団体の条例では定めない。

◆ 2

認可の公告のあった建築協定は、その公告のあった日以後に協定の目的となっている土地の所有権を取得した者に対しても、効力がある。

解答：○（正解）

- ・ 建築協定は、公告のあった日以後でも土地所有権や、借地権、建物賃貸借権を取得した人に効力が及ぶようになっている。

◆ 3

商業地域内にある建築物については、法第56条の2第1項の規定による日影規制は、適用されない。ただし、冬至日において日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせる、高さ10mを超える建築物については、この限りではない。

解答：○（正解）

- ・ 日影規制の対象区域外の建物でも、高さが10mを超えており、冬至の日に対象区域に日影を生じされる建物は日影規制が適用される。

◆ 4

特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、法第48条の規定による建築物の用途制限を緩和することができる。

解答：○（正解）

- ・ 特別用途地区内で地方公共団体が、大臣の承認を得ることができれば用途制限を緩和できる。

宅地造成等規制法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあつてはその長をいう。

◆ 1 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁が設置されておらず、これを放置するときは宅地造成に伴う災害の発生の恐れが大きいと認められるものがある場合、一定の限度のもとに、当該宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、擁壁の設置を行うことを命ずることができる。

◆ 2 宅地造成工事規制区域内において、切土であつて、当該切土をする土地の面積が 400 平方メートルで、かつ、高さ 1 m の崖を生ずることとなるものに関する工事を行う場合には、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した工事を除き、都道府県知事の許可を受けなければならない。

◆ 3 都道府県は、宅地造成工事規制区域の指定のために行う測量又は調査のため他人の占有する土地に立ち入ったことにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

◆ 4 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について許可をする都道府県知事は、当該許可に、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

法令上の制限・他 平成 21 年 問 20 「宅地造成等規制法」

宅地造成等規制法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあつてはその長をいう。

◆ 1 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁が設置されておらず、これを放置するときは宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合、一定の限度のもとに、当該宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、擁壁の設置を行うことを命ずることができる。

解答：○（正解）

- ・ 知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地に、災害防止措置をとるよう「命令」できる。占有者や管理者も含む。

◆ 2 宅地造成工事規制区域内において、切土であつて、当該切土をする土地の面積が 400 平方メートルで、かつ、高さ 1 m の崖を生ずることとなるものに関する工事を行う場合には、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した工事を除き、都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解） ・ 2 m を超えるがけが生じる切土、面積が 500 平方メートルを超える切土でなければ許可はいらない。

◆ 3 都道府県は、宅地造成工事規制区域の指定のために行う測量又は調査のため他人の占有する土地に立ち入ったことにより他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

解答：○（正解）

- ・ 宅地造成工事規制区域で測量や調査をするため他人の土地に入り、損失を与えてしまった場合、損害を補償する必要がある。

◆ 4 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について許可をする都道府県知事は、当該許可に、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

解答：○（正解）

- ・ 工事の施工で、災害防止のために必要な条件を付け加えることができる。

土地区画整理法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

土地区画整理事業の施行者は、換地処分を行う前において、換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。

◆ 2

仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、仮換地の指定の効力発生の日から換地処分の公告がある日まで、仮換地について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができる。

◆ 3

土地区画整理事業の施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、当該施行者が土地区画整理組合であるときは、その換地計画について都道府県知事及び市町村長の認可を受けなければならない。

◆ 4

換地処分の公告があった場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があった日の翌日から従前の宅地とみなされ、換地計画において換地を定めなかった従前の宅地について存する権利は、その公告があった日が終了した時において消滅する。

土地区画整理法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

土地区画整理事業の施行者は、換地処分を行う前において、換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。

解答：○（正解）

- ・施工者は施行地区内に仮換地を指定できる。

◆ 2

仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、仮換地の指定の効力発生の日から換地処分の公告がある日まで、仮換地について、従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができる。

解答：○（正解）

- ・従前の宅地と同じ内容の使用収益を行うことができる。

◆ 3

土地区画整理事業の施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、当該施行者が土地区画整理組合であるときは、その換地計画について都道府県知事及び市町村長の認可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・施工者が土地区画整理組合なら、換地計画に知事の許可が必要。
市町村長は必要なし。

◆ 4

換地処分の公告があった場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があった日の翌日から従前の宅地とみなされ、換地計画において換地を定めなかった従前の宅地について存する権利は、その公告があった日が終了した時において消滅する。

解答：○（正解）

- ・換地を定めなかったとき、従前の宅地にある権利は、公告があった日が終了した時に消滅する。

法令上の制限・他 平成21年 問22 「農地法」

農地法（以下この問において「法」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業により道路を建設するために、農地を転用しようとする者は、法第4条第1項の許可を受けなければならない。

◆ 2

農業者が住宅の改築に必要な資金を銀行から借りるため、自己所有の農地に抵当権を設定する場合には、法第3条第1項の許可を受けなければならない。

◆ 3

市街化区域内において2ha（ヘクタール）の農地を住宅建設のために取得する者は、法第5条第1項の都道府県知事の許可を受けなければならない。

◆ 4

都道府県知事は、法第5条第1項の許可を要する農地取得について、その許可を受けずに農地の転用を行った者に対して、必要な限度において原状回復を命ずることができる。

農地法（以下この問において「法」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業により道路を建設するために、農地を転用しようとする者は、法第4条第1項の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・土地区画整理法に基づく土地区画整理事業で、道路等を建設するために農地を転用する場合は許可が不要。

◆ 2

農業者が住宅の改築に必要な資金を銀行から借りるため、自己所有の農地に抵当権を設定する場合には、法第3条第1項の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・抵当権の場合、権利移動にならないので許可が不要。

◆ 3

市街化区域内において2ha（ヘクタール）の農地を住宅建設のために取得する者は、法第5条第1項の都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答：×（不正解）

- ・市街化区域内の農地の場合、あらかじめ農業委員会に届出をしていれば許可がいらぬ。

◆ 4

都道府県知事は、法第5条第1項の許可を要する農地取得について、その許可を受けずに農地の転用を行った者に対して、必要な限度において原状回復を命ずることができる。

解答：○（正解）

- ・法第5条第1項の許可が必要なのに許可を受けずに、勝手に農地を転用した者に対し、知事は原状回復を命じれる。

法令上の制限・他 平成 21 年 問 23 「登録免許税」

住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置（以下この問において「軽減措置」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

軽減措置の適用対象となる住宅用家屋は、床面積が100平方メートル以上で、その住宅用家屋を取得した個人の居住の用に供されるものに限られる。

◆ 2

軽減措置は、贈与により取得した住宅用家屋に係る所有権の移転登記には適用されない。

◆ 3

軽減措置に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額は、売買契約書に記載された住宅用家屋の実際の取引価格である。

◆ 4

軽減措置の適用を受けるためには、その住宅用家屋の取得後6か月以内に所有権の移転登記をしなければならない。

住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置（以下この問において「軽減措置」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

軽減措置の適用対象となる住宅用家屋は、床面積が100平方メートル以上で、その住宅用家屋を取得した個人の居住の用に供されるものに限られる。

解答：×（不正解）

- ・軽減措置の適用対象となるのは、床面積が50平方メートル以上の場合。

◆ 2

軽減措置は、贈与により取得した住宅用家屋に係る所有権の移転登記には適用されない。

解答：○（正解）

- ・贈与で取得した場合、軽減措置を適用できない。

◆ 3

軽減措置に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額は、売買契約書に記載された住宅用家屋の実際の取引価格である。

解答：×（不正解）

- ・売買契約書ではなく、固定資産課税台帳に登録されている登録価格を基に計算される。

◆ 4

軽減措置の適用を受けるためには、その住宅用家屋の取得後6か月以内に所有権の移転登記をしなければならない。

解答：×（不正解）

- ・軽減措置の適用を受けるには、家屋取得後1年以内に登記する必要がある。

法令上の制限・他 平成21年 問24 「印紙税」

印紙税に係る次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

「平成23年10月1日付建設工事請負契約書の契約金額3,000万円を5,000万円に増額する」旨を記載した変更契約書は、記載金額2,000万円の建設工事の請負に関する契約書として印紙税が課される。

◆ 2

「時価3,000万円の土地を無償で譲渡する」旨を記載した贈与契約書は、記載金額3,000万円の不動産の譲渡に関する契約書として印紙税が課される。

◆ 3

土地の売却の代理を行ったA社が「A社は、売主Bの代理人として、土地代金5,000万円を受領した」旨を記載した領収書を作成した場合、当該領収書は、売主Bを納税義務者として印紙税が課される。

◆ 4

印紙をはり付けることにより印紙税を納付すべき契約書について、印紙税を納付せず、その事実が税務調査により判明した場合には、納付しなかった印紙税額と同額に相当する過怠税が徴収される。

法令上の制限・他 平成21年 問24 「印紙税」

印紙税に係る次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

「平成23年10月1日付建設工事請負契約書の契約金額3,000万円を5,000万円に増額する」旨を記載した変更契約書は、記載金額2,000万円の建設工事の請負に関する契約書として印紙税が課される。

解答：○(正解)

- ・増額の変更の場合、増加額を記載金額とする。その金額で税額が定まる。

◆ 2

「時価3,000万円の土地を無償で譲渡する」旨を記載した贈与契約書は、記載金額3,000万円の不動産の譲渡に関する契約書として印紙税が課される。

解答：×(不正解)

- ・贈与は無償なので、記載金額のない契約書として印紙税が課税される。

◆ 3

土地の売却の代理を行ったA社が「A社は、売主Bの代理人として、土地代金5,000万円を受領した」旨を記載した領収書を作成した場合、当該領収書は、売主Bを納税義務者として印紙税が課される。

解答：×(不正解)

- ・課税対象の文章を作成したものが納税義務者になるので、領収書を作成したAが納税義務者になる。

◆ 4

印紙をはり付けることにより印紙税を納付すべき契約書について、印紙税を納付せず、その事実が税務調査により判明した場合には、納付しなかった印紙税額と同額に相当する過怠税が徴収される。

解答：×(不正解)

- ・印紙税を納付せず、その事実が税務調査により判明した場合、印紙税額の3倍の額を過怠税として徴収される。

地価公示法に係る次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

公示区域内の土地を対象とする鑑定評価については、公示価格を規準とする必要があり、その際には、当該対象土地に最も近接する標準地との間に均衡をもたせる必要がある。

◆ 2

標準地の鑑定評価は、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案して行われる。

◆ 3

地価公示において判定を行う標準地の正常な価格とは、土地について、自由な取引が行われるとした場合において通常成立すると認められる価格をいい、当該土地に、当該土地の使用収益を制限する権利が存する場合には、これらの権利が存するものとして通常成立すると認められる価格をいう。

◆ 4

地価公示の標準地は、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が最も優れていると認められる一団の土地について選定するものとする。

地価公示法に係る次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

公示区域内の土地を対象とする鑑定評価については、公示価格を規準とする必要があり、その際には、当該対象土地に最も近接する標準地との間に均衡をもたせる必要がある。

解答：×（不正解）

- ・対象の土地と、類似する利用価値のある標準地との比較を行う必要がある。

◆ 2

標準地の鑑定評価は、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案して行われる。

解答：○（正解）

- ・取引価格、地代、造成費用を勘案して行われる。

◆ 3

地価公示において判定を行う標準地の正常な価格とは、土地について、自由な取引が行われるとした場合において通常成立すると認められる価格をいい、当該土地に、当該土地の使用収益を制限する権利が存する場合には、これらの権利が存するものとして通常成立すると認められる価格をいう。

解答：×（不正解）

- ・土地の使用収益を制限する権利がある場合、ないものとして算定する。

◆ 4

地価公示の標準地は、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が最も優れていると認められる一団の土地について選定するものとする。

解答：×（不正解）

- ・「最も優れている」ではなく、「通常」と認められる一団の土地から選定する。

宅建業法 平成 21 年 問 26 「免許」

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

本店及び支店 1 ヶ所を有する法人 A が、甲県内の本店では建設業のみを営み、乙県内の支店では宅地建物取引業のみを営む場合、A は乙県知事の免許を受けなければならない。

◆ 2

免許の更新を受けようとする宅地建物取引業 B は、免許の有効期間満了の日の 2 週間前までに、免許申請書を提出しなければならない。

◆ 3

宅地建物取引業者 C が、免許の更新の申請をしたにもかかわらず、従前の免許の有効期間の満了の日までに、その申請について処分がなされないときは、従前の免許は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

◆ 4

宅地建物取引業者 D（丙県知事免許）は、丁県内で一団の建物の分譲を行う案内所を設置し、当該案内所において建物の売買契約を締結する場合、国土交通大臣へ免許換えの申請をしなければならない。

宅建業法 平成 21 年 問 26 「免許」

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

本店及び支店 1 ヶ所を有する法人 A が、甲県内の本店では建設業のみを営み、乙県内の支店では宅地建物取引業のみを営む場合、A は乙県知事の免許を受けなければならない。

解答：× (不正解)

- ・本店の場合、宅建業でなくとも事務所と見なされるので、2 以上の都道府県の区域内に事務所がある場合、大臣免許になる。

◆ 2

免許の更新を受けようとする宅地建物取引業 B は、免許の有効期間満了の日の 2 週間前までに、免許申請書を提出しなければならない。

解答：× (不正解)

- ・2 週間前ではなく、満了の日の 90 日前から 30 日前までに提出する。

◆ 3

宅地建物取引業者 C が、免許の更新の申請をしたにもかかわらず、従前の免許の有効期間の満了の日までに、その申請について処分がなされないときは、従前の免許は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

解答：○ (正解)

- ・正しく免許更新の手続をしても免許権者（知事や大臣）の都合で遅れる場合がある。その時は、免許の期間が過ぎても免許の効力が続く。

◆ 4

宅地建物取引業者 D（丙県知事免許）は、丁県内で一団の建物の分譲を行う案内所を設置し、当該案内所において建物の売買契約を締結する場合、国土交通大臣へ免許換えの申請をしなければならない。

解答：× (不正解)

- ・案内所は事務所ではないので免許換えをする必要はない。

宅建業法 平成 21 年 問 27 「欠格事由」

宅地建物取引業の免許（この問において「免許」という）に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

◆ア 破産者であった個人Aは、復権を得てから5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

◆イ 宅地建物取引業法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた取締役がいる法人Bは、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

◆ウ 宅地建物取引業者Cは、業務停止処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に、相当の理由なく廃業の届出を行った。この場合、Cは当該届出の日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

◆エ 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者Dは、その法定代理人が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

宅建業法 平成 21 年 問 27 「欠格事由」

宅地建物取引業の免許（この問において「免許」という）に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

◆ア 破産者であった個人Aは、復権を得てから5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

解答：×（不正解）

・破産者は復権を得ればすぐに免許を受けれる。

◆イ 宅地建物取引業法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた取締役がいる法人Bは、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

解答：○（正解）

・宅建業法違反で罰金の刑に処せられた役員（取締役等）がいる法人は、刑の執行後5年を経過しないと免許を受けれない。

◆ウ 宅地建物取引業者Cは、業務停止処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に、相当の理由なく廃業の届出を行った。この場合、Cは当該届出の日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

解答：×（不正解）

・当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に、相当の理由なく廃業の届出をした者について上記のような規定はない。

◆エ 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者Dは、その法定代理人が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

解答：×（不正解）

・成年者と同一の行為能力が有る未成年者は自己の免許に欠格要件がなければ、法定代理人の刑に関係なく免許を受けれる。

【答え】

1. 1つ（正解） 2. 2つ 3. 3つ 4. 4つ

イ だけが正解なので「1」が正解。

宅建業法 平成 21 年 問 28 「届出」

次の記述のうち、宅地建物取引業者法（以下この問において「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

法人である宅地建物取引業者 A（甲県知事免許）は、役員 of 住所について変更があった場合、その日から 30 日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。

◆ 2

法人である宅地建物取引業者 B（乙県知事免許）が合併により消滅した場合、B を代表とする役員であった者は、その日から 30 日以内に、その旨を乙県知事に届け出なければならない。

◆ 3

宅地建物取引業者 C（国土交通大臣免許）は、法第 50 条第 2 項の規定により法第 15 条第 1 項の国土交通省で定める場所について届出をする場合、国土交通大臣及び当該場所の所在地を管轄する都道府県知事に、それぞれ直接届出書を提出しなければならない。

◆ 4

宅地建物取引業者 D（丙県知事免許）は、建設業の許可を受けて、新たに建設業を営むこととなった場合、D は当該許可を受けた日から 30 日以内に、その旨を丙県知事に届け出なければならない。

宅建業法 平成 21 年 問 28 「届出」

次の記述のうち、宅地建物取引業者法（以下この問において「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

法人である宅地建物取引業者 A（甲県知事免許）は、役員住所について変更があった場合、その日から 30 日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 役員住所の変更の場合は届け出るが住所の変更なら届け出の必要はない。

◆ 2

法人である宅地建物取引業者 B（乙県知事免許）が合併により消滅した場合、B を代表とする役員であった者は、その日から 30 日以内に、その旨を乙県知事に届け出なければならない。

解答：○（正解）

- ・ 合併で消滅した方の代表が 30 日以内に免許権者に届け出る。

◆ 3

宅地建物取引業者 C（国土交通大臣免許）は、法第 50 条第 2 項の規定により法第 15 条第 1 項の国土交通省で定める場所について届出をする場合、国土交通大臣及び当該場所の所在地を管轄する都道府県知事に、それぞれ直接届出書を提出しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 大臣免許の方は現地の知事を経由して大臣に届出を行う必要がある。

◆ 4

宅地建物取引業者 D（丙県知事免許）は、建設業の許可を受けて、新たに建設業を営むこととなった場合、D は当該許可を受けた日から 30 日以内に、その旨を丙県知事に届け出なければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 宅建業以外の事業をする場合、その事業の変更に関して届け出る必要はない。

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

都道府県知事は、不正の手段によって宅地建物取引主任者資格試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができ、また、その禁止処分を受けた者に対し 2 年を上限とする期間を定めて受験を禁止することができる。

◆ 2

宅地建物取引主任者の登録を受けている者が本籍を変更した場合、遅滞なく、登録をしている都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

◆ 3

宅地建物取引主任者の登録を受けている者が死亡した場合、その相続人は、死亡した日から 30 日以内に登録をしている都道府県知事に届出をしなければならない。

◆ 4

甲県知事の宅地建物取引主任者の登録を受けている者が、その住所を乙県に変更した場合、甲県知事を経由して乙県知事に対し登録の移転を申請することができる。

宅建業法 平成 21 年 問 29 「届出等」

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

都道府県知事は、不正の手段によって宅地建物取引主任者資格試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができ、また、その禁止処分を受けた者に対し 2 年を上限とする期間を定めて受験を禁止することができる。

解答：×（不正解）

- ・不正で試験を受けようとした者には、「3 年」を上限に受験を禁止できる。

◆ 2

宅地建物取引主任者の登録を受けている者が本籍を変更した場合、遅滞なく、登録をしている都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

解答：○（正解）

- ・本籍を変更したなら遅滞なく、登録先の知事に変更の登録を申請する。

◆ 3

宅地建物取引主任者の登録を受けている者が死亡した場合、その相続人は、死亡した日から 30 日以内に登録をしている都道府県知事に届出をしなければならない。

解答：×（不正解）

- ・死亡の事実を知った日から 30 日以内に届出をする。

◆ 4

甲県知事の宅地建物取引主任者の登録を受けている者が、その住所を乙県に変更した場合、甲県知事を経由して乙県知事に対し登録の移転を申請することができる。

解答：×（不正解）

- ・別県に個人で引越するのは登録の移転ができない。転勤の場合や、仕事に関係があるなら登録の移転ができる。

宅建業法 平成 21 年 問 30 「営業保証金」

宅地建物取引業者 A（国土交通大臣免許）が、宅地建物取引業法の規定に基づき供託する営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

Aは、営業保証金を主たる事務所又はその他の事務所のいずれかの最寄りの供託所に供託することができる。

◆ 2

Aが営業保証金を供託した旨は、供託所から国土交通大臣あてに通知されることから、Aがその旨を直接国土交通大臣に届け出る必要はない。

◆ 3

Aとの取引により生じた電気工事業者の工事代金債権について、当該電気工事業者は、営業継続中のAが供託している営業保証金から、その弁済を受ける権利を有する。

◆ 4

営業保証金の還付により、営業保証金の額が政令で定める額に不足することとなった場合、Aは、国土交通大臣から不足額を供託すべき旨の通知書の送付を受けた日から2週間以内にその不足額を供託しなければならない。

宅建業法 平成 21 年 問 30 「営業保証金」

宅地建物取引業者 A（国土交通大臣免許）が、宅地建物取引業法の規定に基づき供託する営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

◆ 1

Aは、営業保証金を主たる事務所又はその他の事務所のいずれかの最寄りの供託所に供託することができる。

解答：×（不正解）

- ・主たる事務所の最寄の供託所に全額まとめて供託する。

◆ 2

Aが営業保証金を供託した旨は、供託所から国土交通大臣あてに通知されることから、Aがその旨を直接国土交通大臣に届け出る必要はない。

解答：×（不正解）

- ・営業保証金を供託した後、その旨を免許権者に届け出る必要がある。

◆ 3

Aとの取引により生じた電気工事業者の工事代金債権について、当該電気工事業者は、営業継続中のAが供託している営業保証金から、その弁済を受ける権利を有する。

解答：×（不正解）

- ・営業保証金から還付を受けれるのは、宅建業の取引で生じた債権に限られるので、電気工事業者の工事代金債権は含まれない。

◆ 4

営業保証金の還付により、営業保証金の額が政令で定める額に不足することとなった場合、Aは、国土交通大臣から不足額を供託すべき旨の通知書の送付を受けた日から2週間以内にその不足額を供託しなければならない。

解答：○（正解）

- ・営業保証金が不足した場合、通知を受けてから2週間以内に不足分を供託する必要がある。

宅地建物取引業者Aが自ら売主として、B所有の宅地（以下「甲宅地」という）を、宅地建物取引業者でない買主Cに売却する場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているものの組合せはどれか。

◆ア

Aは、甲宅地の造成工事を完了後であれば、Bから甲宅地を取得する契約の有無にかかわらず、Cとの間で売買契約を締結することができる。

◆イ

AはBから甲宅地を取得する契約が締結されているときであっても、その取得する契約に係る代金の一部を支払う前であれば、Cとの間で売買契約を締結することができない。

◆ウ

Aは、甲宅地の売買が宅地建物取引業法第41条第1項に規定する手付金等の保全措置が必要な売買に該当するとき、Cから受け取る手付金について当然保全措置を講じておけば、Cとの間で売買契約を締結することができる。

宅建業法 平成 21 年 問 31 「8つの制限」

宅地建物取引業者Aが自ら売主として、B所有の宅地（以下「甲宅地」という）を、宅地建物取引業者でない買主Cに売却する場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているものの組合せはどれか。

◆ア

Aは、甲宅地の造成工事を完了後であれば、Bから甲宅地を取得する契約の有無にかかわらず、Cとの間で売買契約を締結することができる。

解答：×（不正解）

- ・ Bから甲土地を取得する契約を締結していなければ、Cとの間で売買契約を締結することができない。

◆イ

AはBから甲宅地を取得する契約が締結されているときであっても、その取得する契約に係る代金の一部を支払う前であれば、Cとの間で売買契約を締結することができない。

解答：×（不正解）

- ・ Bから甲土地を取得する契約が締結しているときは、その契約に係る代金の一部を支払う前でも、Cとの間で売買契約を締結することができる。

◆ウ

Aは、甲宅地の売買が宅地建物取引業法第41条第1項に規定する手付金等の保全措置が必要な売買に該当するとき、Cから受け取る手付金について当然保全措置を講じておけば、Cとの間で売買契約を締結することができる。

解答：○（正解）

- ・ 「宅建業法第41条第1項に規定する手付金等の保全措置が必要な売買」とは、未完成物件の売買のこと。Cから受け取る手付金について保全措置を講じておけば、売買契約を締結することができる。

【答え】

1. ア、イ（正解） 2. ア、ウ 3. イ、ウ 4. ア、イ、ウ
ア、イ が間違っているので「1」が正解。

宅地建物取引業者 A が、B 所有の甲宅地の売却の媒介を依頼され、B と専任媒介契約を締結した場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 A は、甲宅地の所在、規模、形質、売買すべき価額のほかに、甲宅地の上に存する登記された権利の種類及び内容を指定流通機構に登録しなければならない。

◆ 2 A が B に対して、甲宅地に関する所定の事項を指定流通機構に登録したことを証する書面を引き渡さなかったときは、A はそのことを理由として指示処分を受けることがある。

◆ 3 A が B に対して、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を 14 日（ただし A の休業日は含まない）に 1 回報告するという特約は有効である。

◆ 4 A は、B との間で締結した媒介契約が一般媒介契約であるか、専任媒介契約であるかにかかわらず、宅地を売買すべき価額を B に口頭で述べたとしても、法第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき交付すべき書面に当該価額を記載しなければならない。

宅建業法 平成 21 年間 32 媒介契約

宅地建物取引業者 A が、B 所有の甲宅地の売却の媒介を依頼され、B と専任媒介契約を締結した場合に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 A は、甲宅地の所在、規模、形質、売買すべき価額のほかに、甲宅地の上に存する登記された権利の種類及び内容を指定流通機構に登録しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・権利の種類及び内容というのは、指定流通機構ではなく、重要事項説明書の記載事項である。

◆ 2 A が B に対して、甲宅地に関する所定の事項を指定流通機構に登録したことを証する書面を引き渡さなかったときは、A はそのことを理由として指示処分を受けることがある。

解答：○（正解）

- ・A が媒介で、指定流通機構で登録済証を発行し、遅滞なく依頼主に渡す必要がある。書面を引き渡さないと宅建業法違反になり、指示処分を受けることがある。

◆ 3 A が B に対して、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を 14 日（ただし A の休業日は含まない）に 1 回報告するという特約は有効である。

解答：×（不正解）

- ・当該専任媒介契約の場合、2 週間（休業日を含む）に 1 回以上の割合で業務処理状況を報告。

◆ 4 A は、指定流通機構に登録した甲宅地について売買契約が成立し、かつ、甲宅地の引渡しが完了したときは、遅滞なく、その旨を当該指定流通機構に通知しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・引渡しが完了した後ではなく、契約が成立した後に通知する必要がある。

宅地建物取引業者 A が行う宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項の説明に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

建物の売買の媒介を行う場合、当該建物が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致形成建造物であるときは、A は、その増築に際し市町村長への届出が必要である旨を説明しなければならない。

◆ 2

建物の売買の媒介を行う場合、当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記載されていないときは、A は、自ら石綿の使用の有無の調査を行った上で、その結果の内容を説明しなければならない。

◆ 3

建物の賃借の媒介を行う場合、当該賃借の契約が借地借家法第 38 条第 1 項の規定に基づく定期建物賃貸借契約であるときは、A は、その旨を説明しなければならない。

◆ 4

建物の賃借の媒介を行う場合、A は、当該賃借に係る契約の終了時において精算することとされている敷金の精算に関する事項について、説明しなければならない。

宅地建物取引業者 A が行う宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項の説明に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

建物の売買の媒介を行う場合、当該建物が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致形成建造物であるときは、A は、その増築に際し市町村長への届出が必要である旨を説明しなければならない。

解答：○（正解）

- ・法令上の制限がある場合、説明が必要になる。

◆ 2

建物の売買の媒介を行う場合、当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記載されていないときは、A は、自ら石綿の使用の有無の調査を行った上で、その結果の内容を説明しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・石綿（アスベスト）の調査記録があれば説明が必要だが、調査記録がなければ説明不要。

◆ 3

建物の賃借の媒介を行う場合、当該賃借の契約が借地借家法第 38 条第 1 項の規定に基づく定期建物賃貸借契約であるときは、A は、その旨を説明しなければならない。

解答：○（正解）

- ・賃貸借契約では、契約期間と更新について説明する必要がある。定期借地借家契約ならば、そのことも説明が必要。

◆ 4

建物の賃借の媒介を行う場合、A は、当該賃借に係る契約の終了時において精算することとされている敷金の精算に関する事項について、説明しなければならない。

解答：○（正解）

- ・賃貸借契約は、契約終了時の金銭の生産方法を説明する必要がある。

次の記述のうち、宅地建物取引業者法（以下「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

宅地建物取引業者が自ら売主となる場合において、宅地建物取引業者でない買主が、法第 37 条の 2 の規定に基づきいわゆるクーリング・オフによる契約の解除をするときは、その旨を記載した書面が当該宅地建物取引業者に到達した時点で、解除の効力が発生する。

◆ 2

宅地建物取引業者が宅地の売却の媒介依頼を受け、依頼者との間で一般媒介契約（専任媒介契約でない媒介契約）を締結した場合において、当該媒介契約の内容を記載した書面を作成するときは、契約の有効期間に関する事項の記載を省略することができる。

◆ 3

宅地建物取引業者が宅地建物取引業保証協会の社員であるときは、法第 37 条の規定による書面交付後は遅滞なく、社員である旨、当該協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに法第 64 条の 7 第 2 項の供託所及びその所在地について説明をするようにしなければならない。

◆ 4

法第 35 条の規定による重要事項の説明及び書面の交付は、取引主任者が設置されている事務所だけでなく、取引の相手方の自宅又は勤務する場所等、それ以外の場所で行うことができる。

次の記述のうち、宅地建物取引業者法（以下「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

宅地建物取引業者が自ら売主となる場合において、宅地建物取引業者でない買主が、法第 37 条の 2 の規定に基づきいわゆるクーリング・オフによる契約の解除をするときは、その旨を記載した書面が当該宅地建物取引業者に到達した時点で、解除の効力が発生する。

解答：×（不正解）

- ・クーリングオフは買主が書面を送った時点で効力が生じる。

◆ 2

宅地建物取引業者が宅地の売却の媒介依頼を受け、依頼者との間で一般媒介契約（専任媒介契約でない媒介契約）を締結した場合において、当該媒介契約の内容を記載した書面を作成するときは、契約の有効期間に関する事項の記載を省略することができる。

解答：×（不正解）

- ・媒介契約書は、有効期間に関する内容を記載する必要がある。

◆ 3

宅地建物取引業者が宅地建物取引業保証協会の社員であるときは、法第 37 条の規定による書面交付後は遅滞なく、社員である旨、当該協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに法第 64 条の 7 第 2 項の供託所及びその所在地について説明をするようにしなければならない。

解答：×（不正解）

- ・保証協会に加入している等の説明は、契約設立前に行う。
37 条書面の交付は遅滞なく行う。

◆ 4

法第 35 条の規定による重要事項の説明及び書面の交付は、取引主任者が設置されている事務所だけでなく、取引の相手方の自宅又は勤務する場所等、それ以外の場所で行うことができる。

解答：○（正解）

- ・重要事項の説明及び書面の交付はどこで行っても良い。

宅建業法 平成 21 年 問 35 「37 条書面」

宅地建物取引業法（以下「法」という）第 37 条の規定により交付すべき書面（以下「37 条書面」という）に関する次の記述のうち、法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

法人である宅地建物取引業者が 37 条書面を作成したときは、必ずその代表者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

◆ 2

建物の売買契約において、宅地建物取引業者が売主を代理して買主と契約を締結した場合、当該宅地建物取引業者は、買主にのみ 37 条書面を交付すれば足りる。

◆ 3

宅地建物取引業者は、自ら売主として宅地建物取引業者でない法人との間で建物の売買契約を締結した場合、当該法人において当該契約の任に当たっている者の氏名を、37 条書面に記載しなければならない。

◆ 4

宅地建物取引業者が、その媒介により契約を成立させた場合において、契約の解除に関する定めがあるときは、当該契約が売買、貸借のいずれに係るものであるかを問わず、37 条書面にその内容を記載しなければならない。

宅建業法 平成 21 年 問 35 「37 条書面」

宅地建物取引業法（以下「法」という）第 37 条の規定により交付すべき書面（以下「37 条書面」という）に関する次の記述のうち、法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

法人である宅地建物取引業者が 37 条書面を作成したときは、必ずその代表者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 37 条書面に記名押印するのは取引主任者。

◆ 2

建物の売買契約において、宅地建物取引業者が売主を代理して買主と契約を締結した場合、当該宅地建物取引業者は、買主にのみ 37 条書面を交付すれば足りる。

解答：×（不正解）

- ・ 37 条書面は両当事者に対して交付する。

◆ 3

宅地建物取引業者は、自ら売主として宅地建物取引業者でない法人との間で建物の売買契約を締結した場合、当該法人において当該契約の任に当たっている者の氏名を、37 条書面に記載しなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 37 条書面には、当事者や法人名などは記載する必要があるが、契約の任に当たっている者の氏名は記載の必要なし。

◆ 4

宅地建物取引業者が、その媒介により契約を成立させた場合において、契約の解除に関する定めがあるときは、当該契約が売買、貸借のいずれに係るものであるかを問わず、37 条書面にその内容を記載しなければならない。

解答：○（正解）

- ・ 契約の解除の定めがある場合、売買・貸借問わず、その内容を記載する必要がある。

宅建業法 平成 21 年 問 36 「37 条書面」

宅地建物取引業者 A が、甲建物の売買の媒介を行う場合において、宅地建物取引業法第 37 条の規定により交付すべき書面（以下「37 条書面」という）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反していないものはどれか。

◆ 1

A は、宅地建物取引主任者として、37 条書面を作成させ、かつ当該書面に記名押印させたが、買主への 37 条書面の交付は、宅地建物取引主任者でない A の従業者に行わせた。

◆ 2

甲建物の買主が宅地建物取引業者であったため、A は売買契約の成立後における買主への 37 条書面の交付を省略した。

◆ 3

A は、37 条書面に甲建物の所在、代金の額及び引渡しの時期は記載したが、移転登記の申請の時期は記載しなかった。

◆ 4

A は、あらかじめ売主からの承諾を得ていたため、売買契約の成立後における売主への 37 条書面の交付を省略した。

宅建業法 平成 21 年 問 36 「37 条書面」

宅地建物取引業者 A が、甲建物の売買の媒介を行う場合において、宅地建物取引業法第 37 条の規定により交付すべき書面（以下「37 条書面」という）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反していないものはどれか。

◆ 1

A は、宅地建物取引主任者として、37 条書面を作成させ、かつ当該書面に記名押印させたが、買主への 37 条書面の交付は、宅地建物取引主任者でない A の従業者に行わせた。

解答：○（正解）

- ・ 37 条書面の交付は、取引主任者でない者から渡してもいい。

◆ 2

甲建物の買主が宅地建物取引業者であったため、A は売買契約の成立後における買主への 37 条書面の交付を省略した。

解答：×（不正解）

- ・ 相手が業者でも 37 条書面を交付する必要がある。

◆ 3

A は、37 条書面に甲建物の所在、代金の額及び引渡しの時期は記載したが、移転登記の申請の時期は記載しなかった。

解答：×（不正解）

- ・ 移転登記の申請時期は記載する必要がある。

◆ 4

A は、あらかじめ売主からの承諾を得ていたため、売買契約の成立後における売主への 37 条書面の交付を省略した。

解答：×（不正解）

- ・ 相手の承諾があっても 37 条書面を省略することはできない。

自らが売主である宅地建物取引業者Aと、宅地建物取引業でないBとの間での売買契約に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆1 Aは、Bとの間における建物の売買契約(代金2,000万円)の締結に当たり、手付金として100万円の受領を予定していた。この場合において、損害賠償の予定額を定めるときは、300万円を超えてはならない。

◆2 AとBが締結した建物の売買契約において、Bが手付金の放棄による契約の解除ができる期限について、金融機関からBの住宅ローンの承認が得られるまでとする旨の定めをした。この場合において、Aは、自らが契約の履行に着手する前であれば、当該承認が得られた後はBの手付金の放棄による契約の解除を拒むことができる。

◆3 Aは、喫茶店でBから宅地の買受けの申込みを受けたことから、翌日、前日と同じ喫茶店で当該宅地の売買契約を締結し、代金の全部の支払を受けた。その4日後に、Bから法第37条の2の規定に基づくいわゆるクーリング・オフによる当該契約を解除する旨の書面による通知を受けた場合、Aは、当該宅地をBに引き渡していないときは、代金の全部が支払われたことを理由に当該解除を拒むことはできない。

◆4 Aは、Bとの間で宅地の割賦販売の契約(代金3,000万円)を締結し、当該宅地を引き渡した。この場合において、Aは、Bから1,500万円の賦払金の支払を受けるまでに、当該宅地に係る所有権の移転登記をしなければならない。

宅建業法 平成 21 年 問 37 「8 つの制限」

自らが売主である宅地建物取引業者 A と、宅地建物取引業でない B との間での売買契約に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1 A は、B との間における建物の売買契約（代金 2,000 万円）の締結に当たり、手付金として 100 万円の受領を予定していた。この場合において、損害賠償の予定額を定めるときは、300 万円を超えてはならない。

解答：×（不正解）

- ・ 売主：業者で、買主：非業者なら、損害賠償額の予定と違約金の約定の合計は代金の 20% が限度。

◆ 2 A と B が締結した建物の売買契約において、B が手付金の放棄による契約の解除ができる期限について、金融機関から B の住宅ローンの承認が得られるまでとする旨の定めをした。この場合において、A は、自らが契約の履行に着手する前であれば、当該承認が得られた後は B の手付金の放棄による契約の解除を拒むことができる。

解答：×（不正解）

- ・ 買主に不利な特約は無効になる。買主 B の契約解除を拒むことはできない。

◆ 3 A は、喫茶店で B から宅地の買受けの申込みを受けたことから、翌日、前日と同じ喫茶店で当該宅地の売買契約を締結し、代金の全部の支払を受けた。その 4 日後に、B から法第 37 条の 2 の規定に基づくいわゆるクーリング・オフによる当該契約を解除する旨の書面による通知を受けた場合、A は、当該宅地を B に引き渡していないときは、代金の全部が支払われたことを理由に当該解除を拒むことはできない。

解答：○（正解）

- ・ 代金の全額は払っているが宅地建物の引渡しがまだなので、クーリング・オフができる。

◆ 4 A は、B との間で宅地の割賦販売の契約（代金 3,000 万円）を締結し、当該宅地を引き渡した。この場合において、A は、B から 1,500 万円の賦払金の支払を受けるまでに、当該宅地に係る所有権の移転登記をしなければならない。

解答：×（不正解）

- ・ 割賦販売の場合、代金の 30% の支払があるまで所有権を留保して良い。

宅建業法 平成 21 年 問 38 「8 つの制限」

宅地建物取引業者 A が、自ら売主として、宅地建物取引業者でない買主 B との間で締結した売買契約に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）及び民法の規定によれば、誤っているものの組合せはどれか。

◆ア

A が B との間で締結した中古住宅の売買契約において、当該住宅を現状有姿で引き渡すとする特約と、A が瑕疵担保責任を負わないこととする特約とを定めた場合、その特約はいずれも有効である。

◆イ

A は、B との間で建物の売買契約を締結する前に、法第 35 条の規定に基づく重要事項として当該建物の瑕疵の存在について説明し、売買契約において A は当該瑕疵について担保責任を負わないとする特約を定めた場合、その特約は有効である。

◆ウ

A が B との間で締結した建物の売買において、A は瑕疵担保責任を一切負わないとする特約を定めた場合、この特約は無効となり、A が瑕疵担保責任を負う期間は当該建物の引渡しの日から 2 年間となる。

宅建業法 平成 21 年 問 38 「8 つの制限」

宅地建物取引業者 A が、自ら売主として、宅地建物取引業者でない買主 B との間で締結した売買契約に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）及び民法の規定によれば、誤っているものの組合せはどれか。

◆ア

A が B との間で締結した中古住宅の売買契約において、当該住宅を現状有姿で引き渡すとする特約と、A が瑕疵担保責任を負わないこととする特約とを定めた場合、その特約はいずれも有効である。

解答：×（不正解）

- ・業者が非業者と契約する場合、瑕疵担保責任を免除する特約は無効になる。

◆イ

A は、B との間で建物の売買契約を締結する前に、法第 35 条の規定に基づく重要事項として当該建物の瑕疵の存在について説明し、売買契約において A は当該瑕疵について担保責任を負わないとする特約を定めた場合、その特約は有効である。

解答：○（正解）

- ・事前に説明していた瑕疵の担保責任を負わないことは、B の不利にはならない特約なので無効にはならない。

◆ウ

A が B との間で締結した建物の売買において、A は瑕疵担保責任を一切負わないとする特約を定めた場合、この特約は無効となり、A が瑕疵担保責任を負う期間は当該建物の引渡しの日から 2 年間となる。

解答：×（不正解）

- ・業者が非業者の買主と契約する場合、瑕疵担保責任免除の特約は無効になり、A が瑕疵担保責任を負う期間は「B が瑕疵を発見してから 1 年」になる。

【答え】

1. ア、イ 2. ア、ウ（正解） 3. イ、ウ 4. ア、イ、ウ
ア、ウ が誤っているので「2」が正解。

宅建業法 平成 21 年 問 39 「8つの制限」

宅地建物取引業者Aは、自ら売主として、宅地建物取引業者でないBとの間で、建築工事完了前の建物に係る売買契約（代金5,000万円）を締結した。当該建物についてBが所有権の登記をしていない場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）の規定に違反していないものはどれか。

◆1 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、Bから500万円を手付金として受領した。後日、両者が契約の履行に着手していない段階で、Bから手付放棄による契約解除の申出を受けたが、Aは理由なくこれを拒んだ。

◆2 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じずに、Bから500万円を手付金として受領したが、当該措置を講じないことについては、あらかじめBからの書面による承諾を得ていた。

◆3 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、Bから500万円を手付金として受領し、そのあと中間金として250万円を受領した。

◆4 Aは、法第41条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、Bから2,000万円を手付金として受領した。

宅建業法 平成 21 年 問 39 「8 つの制限」

宅地建物取引業者 A は、自ら売主として、宅地建物取引業者でない B との間で、建築工事完了前の建物に係る売買契約（代金 5,000 万円）を締結した。当該建物について B が所有権の登記をしていない場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下「法」という）の規定に違反していないものはどれか。

◆ 1 A は、法第 41 条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、B から 500 万円を手付金として受領した。後日、両者が契約の履行に着手していない段階で、B から手付放棄による契約解除の申出を受けたが、A は理由なくこれを拒んだ。

解答：違反する

- ・ 売主：業者、買主：非業者なら手付は解約手付とみなされ、買主に不利な特約は無効になる。A が履行に着手するまで手付を放棄し解除できる。

◆ 2 A は、法第 41 条に定める手付金等の保全措置を講じずに、B から 500 万円を手付金として受領したが、当該措置を講じないことについては、あらかじめ B からの書面による承諾を得ていた。

解答：違反する

- ・ 未完成物件は、代金の 5% かまたは 1,000 万円を超える手付金等をもらう場合は、手付金等の保全措置を講じる必要がある。書面で承諾を得ていても講じる必要がある。

◆ 3 A は、法第 41 条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、B から 500 万円を手付金として受領し、そのあと中間金として 250 万円を受領した。

解答：違反しない

- ・ 手付金等保全措置を講じていれば、手付金・中間金とも受領できる。手付金は代金の 20% まで（5000 万円×20%=1000 万円）。

◆ 4 A は、法第 41 条に定める手付金等の保全措置を講じた上で、B から 2,000 万円を手付金として受領した。

解答：違反する

- ・ 売主：業者、買主：非業者なら買主から受け取れる手付は、代金の 20% が限度。A は 2,000 万円受け取っているので宅建業法違反。

宅地建物取引業者 A が行う建物の売買又は売買の媒介に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反しないものはどれか。

◆ 1

A は、建物の売買の媒介に関し、買主に対して手付の貸付けを行う旨を告げて契約の締結を勧誘したが、売買契約は成立しなかった。

◆ 2

建物の売買の媒介に際し、買主から売買契約の申込みを撤回する旨の申出があったが、A は、申込みの際に受領した預り金を既に売主に交付していたため、買主に返還しなかった。

◆ 3

A は、自ら売主となる建物（代金 5, 000 万円）の売買に際し、あらかじめ買主の承諾を得た上で、代金の 30% に当たる 1, 500 万円の手付金を受領した。

◆ 4

A は、自ら売主として行う中古建物の売買に際し、当該建物の瑕疵担保責任について、A がその責任を負う期間を引渡しの日から 2 年間とする契約をした。

宅地建物取引業者 A が行う建物の売買又は売買の媒介に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反しないものはどれか。

◆ 1

A は、建物の売買の媒介に関し、買主に対して手付の貸付けを行う旨を告げて契約の締結を勧誘したが、売買契約は成立しなかった。

解答：違反する

- ・手付金を貸し付けて勧誘する行為は宅建業法違反。

◆ 2

建物の売買の媒介に際し、買主から売買契約の申込みを撤回する旨の申出があったが、A は、申込みの際に受領した預り金を既に売主に交付していたため、買主に返還しなかった。

解答：違反する

- ・買主が契約の申し込みを撤回した場合、預かり金を返す必要がある。

◆ 3

A は、自ら売主となる建物（代金 5, 000 万円）の売買に際し、あらかじめ買主の承諾を得た上で、代金の 30% に当たる 1, 500 万円の手付金を受領した。

解答：違反する

- ・手付金は代金の 20% までしか受けられない。

◆ 4

A は、自ら売主として行う中古建物の売買に際し、当該建物の瑕疵担保責任について、A がその責任を負う期間を引渡しの日から 2 年間とする契約をした。

解答：違反しない

- ・素人の買主と不利な特約をすると無効になるが、瑕疵担保責任の追及期間を引き渡し日から 2 年以上の期間とする特約は有効になる。

宅建業法 平成 21 年 問 41 「報酬額の制限」

宅地建物取引業者 A（消費税課税事業者）が売主 B（消費税課税事業者）から B 所有の土地付建物の媒介の依頼を受け、買主 C との間で売買契約を成立させた場合、A が B から受領できる報酬の上限額は、次のうちどれか。

なお、土地付建物の代金は 6, 300 万円（うち、土地代金は 4, 200 万円）で、消費税及び地方消費税を含むものとする。

◆ 1

1, 890, 000 円

◆ 2

1, 953, 000 円

◆ 3

2, 016, 000 円

◆ 4

2, 047, 500 円

宅建業法 平成 21 年 問 41 「報酬額の制限」

宅地建物取引業者 A（消費税課税事業者）が売主 B（消費税課税事業者）から B 所有の土地付建物の媒介の依頼を受け、買主 C との間で売買契約を成立させた場合、A が B から受領できる報酬の上限額は、次のうちどれか。

なお、土地付建物の代金は 6,300 万円（うち、土地代金は 4,200 万円）で、消費税及び地方消費税を含むものとする。

◆ 1

1,890,000 円

解答：×（不正解）

◆ 2

1,953,000 円

解答：×（不正解）

◆ 3

2,016,000 円

解答：○（正解）

・土地の売買、交換は課税されない。建物の売買、交換は課税される。

土地 4,200 万円 建物 2,000 万円（消費税抜き）

$4,200 \text{ 万円} + 2,000 \text{ 万円} = 6,200 \text{ 万円}$

$6,200 \text{ 万円} \times 3\% + 6 \text{ 万円} = 192 \text{ 万円}$

A は課税業者なので 5% 上乗せする。

$192 \text{ 万円} \times 1.05 = 201 \text{ 万 } 6 \text{ 千円}$ （限度額）

◆ 4

2,047,500 円

解答：×（不正解）

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

なお、この間において、契約行為等とは、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約（予約を含む。）若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けることをいう。

◆ 1 宅地建物取引業者が一団の宅地の分譲を行う案内所において契約行為等を行う場合、当該案内所には国土交通大臣が定めた報酬の額を掲示しなければならない。

◆ 2 他の宅地建物取引業者が行う一団の建物の分譲の媒介を行うために、案内所を設置する宅地建物取引業者は、当該案内所に、売主の商号又は名称、免許証番号等を記載した国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。

◆ 3 宅地建物取引業者は、事務所以外の継続的に業務を行うことができる施設を有する場所においては、契約行為等を行わない場合であっても、専任の取引主任者を 1 人以上置くとともに国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。

◆ 4 宅地建物取引業者は、業務に関して展示会を実施し、当該展示会場において契約行為等を行おうとする場合、当該展示会場の従業者数 5 人に対して 1 人以上の割合となる数の専任の取引主任者を置かなければならない。

宅建業法 平成 21 年 問 42 「案内所」

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

なお、この間において、契約行為等とは、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約（予約を含む。）若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けをいう。

◆ 1 宅地建物取引業者が一団の宅地の分譲を行う案内所において契約行為等を行う場合、当該案内所には国土交通大臣が定めた報酬の額を掲示しなければならない。

解答：×（不正解）

・報酬の額を掲示するのは事務所だけ。

◆ 2 他の宅地建物取引業者が行う一団の建物の分譲の媒介を行うために、案内所を設置する宅地建物取引業者は、当該案内所に、売主の商号又は名称、免許証番号等を記載した国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。

解答：○（正解）

・案内所には標識を掲示する必要がある。

◆ 3 宅地建物取引業者は、事務所以外の継続的に業務を行うことができる施設を有する場所においては、契約行為等を行わない場合であっても、専任の取引主任者を 1 人以上置くとともに国土交通省令で定める標識を掲示しなければならない。

解答：×（不正解）

・契約行為をしなくても標識は必要。取引主任者は契約をしなくても必要ない。

◆ 4

宅地建物取引業者は、業務に関して展示会を実施し、当該展示会場において契約行為等を行おうとする場合、当該展示会場の従業者数 5 人に対して 1 人以上の割合となる数の専任の取引主任者を置かなければならない。

解答：×（不正解）

・展示会場や案内所で契約行為をする場合、1 人以上の割合で取引主任者がいればいい。5 人に 1 人以上というのは事務所だけ。

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

宅地建物取引業者の従業者である取引主任者は、取引の関係者から事務所で従業者証明書の提示を求められたときは、この証明書に代えて従業者名簿又は宅地建物取引主任者証を提示することで足りる。

◆ 2

宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える従業者名簿には、従業者の氏名、生年月日、当該事務所の従業者となった年月日及び当該事務所の従業者でなくなった年月日を記載することで足りる。

◆ 3

宅地建物取引業者は、一団の宅地の分譲を案内所を設置して行う場合、業務を開始する日の 10 日前までに、その旨を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び案内所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

◆ 4

宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあった月の翌月 10 日までに、一定の事項を記載しなければならない。

次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

宅地建物取引業者の従業者である取引主任者は、取引の関係者から事務所で従業者証明書の提示を求められたときは、この証明書に代えて従業者名簿又は宅地建物取引主任者証を提示することで足りる。

解答：×(不正解)

- ・取引関係者から、従業者証明書の提示を求められたら、従業者証明書を必ず提示する必要がある。

◆ 2

宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える従業者名簿には、従業者の氏名、生年月日、当該事務所の従業者となった年月日及び当該事務所の従業者でなくなった年月日を記載することで足りる。

解答：×(不正解)

- ・取引主任者かどうかの項目も記載する必要がある。

◆ 3

宅地建物取引業者は、一団の宅地の分譲を案内所を設置して行う場合、業務を開始する日の10日前までに、その旨を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び案内所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

解答：○(正解)

- ・宅地の分譲を案内所を設置して行う場合、業務を開始する日の10日前までに、免許を受けた免許権者か、現地の知事に届出する必要がある。

◆ 4

宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあった月の翌月10日までに、一定の事項を記載しなければならない。

解答：×(不正解)

- ・取引があるごとに帳簿に記載する必要がある。

宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

保証協会は、宅地建物取引業者の相手方から社員である宅地建物取引業者の取り扱った宅地建物取引業に係る取引に関する苦情について解決の申出があったときは、その申出及びその解決の結果について社員に周知することが義務付けられている。

◆ 2

保証協会は、その社員の地位を失った宅地建物取引業者が地位を失った日から 1 週間以内に営業保証金を供託した場合は、当該宅地建物取引業者に対し、直ちに弁済業務保証金分担金を返還することが義務付けられている。

◆ 3

保証協会は、新たに社員が加入したときは、当該社員の免許権者が国土交通大臣であるか都道府県知事であるかにかかわらず、直ちに当該保証協会の指定主体である国土交通大臣に報告することが義務付けられている。

◆ 4

保証協会は、そのすべての社員に対して、当該社員受領した支払金や預かり金の返還債務を負うことになったときに、その債務を連帯して保証する業務及び手付金等補完事業を実施することが義務付けられている。

宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

保証協会は、宅地建物取引業者の相手方から社員である宅地建物取引業者の取り扱った宅地建物取引業に係る取引に関する苦情について解決の申出があったときは、その申出及びその解決の結果について社員に周知することが義務付けられている。

解答：○（正解）

- ・保証協会は苦情の解決の申出があれば解決をしてくれる。

◆ 2

保証協会は、その社員の地位を失った宅地建物取引業者が地位を失った日から 1 週間以内に営業保証金を供託した場合は、当該宅地建物取引業者に対し、直ちに弁済業務保証金分担金を返還することが義務付けられている。

解答：×（不正解）

- ・保証協会では地位を失った社員は、6 ヶ月を下らない期間を定め「債権者お申出下さい」と公告をする必要がある。この後に返還を受ける。

◆ 3

保証協会は、新たに社員が加入したときは、当該社員の免許権者が国土交通大臣であるか都道府県知事であるかにかかわらず、直ちに当該保証協会の指定主体である国土交通大臣に報告することが義務付けられている。

解答：×（不正解）

- ・保証協会に新たに社員が加入した場合、その社員の免許権者に報告する必要がある。

◆ 4

保証協会は、そのすべての社員に対して、当該社員受領した支払金や預かり金の返還債務を負うことになったときに、その債務を連帯して保証する業務及び手付金等補完事業を実施することが義務付けられている。

解答：×（不正解）

- ・手付金等補完業務は任意の業務です。義務付けられていない。

宅建業法 平成 21 年 問 45 「監督処分」

宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

国土交通大臣に宅地建物取引業を営む旨の届出をしている信託業法第 3 条の免許を受けた信託会社は、宅地建物取引業の業務に関し取引の関係者に損害を与えたときは、指示処分を受けることがある。

◆ 2

甲県知事は、宅地建物取引業者 A（甲県知事免許）に対して指示処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない、その期日における審理は、公開により行わなければならない。

◆ 3

国土交通大臣は、宅地建物取引業者 B（乙県知事免許）に対し宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

◆ 4

丙県知事は、丙県の区域内における宅地建物取引業者 C（丁県知事免許）の業務に関し、C に対して指示処分をした場合、遅滞なく、その旨を丙県の公報により公告しなければならない。

宅建業法 平成 21 年 問 45 「監督処分」

宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

国土交通大臣に宅地建物取引業を営む旨の届出をしている信託業法第 3 条の免許を受けた信託会社は、宅地建物取引業の業務に関し取引の関係者に損害を与えたときは、指示処分を受けることがある。

解答：○(正解)

- ・取引関係者に損害を与えたとき、指示処分を受けることがある。

◆ 2

甲県知事は、宅地建物取引業者 A（甲県知事免許）に対して指示処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない、その期日における審理は、公開により行わなければならない。

解答：○(正解)

- ・監督処分のときは、事前に公開の場所で聴聞する必要がある。

◆ 3

国土交通大臣は、宅地建物取引業者 B（乙県知事免許）に対し宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

解答：○(正解)

- ・国土交通大臣は全ての宅建業者に、指導、勧告、助言ができる。

◆ 4

丙県知事は、丙県の区域内における宅地建物取引業者 C（丁県知事免許）の業務に関し、C に対して指示処分をした場合、遅滞なく、その旨を丙県の公報により公告しなければならない。

解答：×(不正解)

- ・指示処分のときは公告が不要。業務停止処分と、免許取消し処分の場合は公告が必要。

独立行政法人 住宅金融支援機構（以下この問において「機構」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

機構は、民間金融機関が貸し付けた住宅ローンについて、住宅融資保険を引き受けることにより、民間金融機関による住宅資金の供給を支援している。

◆ 2

機構は、民間金融機関が貸し付けた長期・固定金利の住宅ローンについて、民間保証会社の保証を付すことを条件に、その住宅ローンを担保として発行された債権等の元利払いを保証する証券化支援事業（保証型）を行っている。

◆ 3

機構は、貸付けを受けた者が経済事情の著しい変動に伴い、元利金の支払いが著しく困難となった場合には、一定の貸付条件の変更又は支払方法の変更をすることができる。

◆ 4

機構は、高齢者が自ら居住する住宅に対して行うバリアフリー工事又は耐震改修工事に係る貸付けについて、毎月の返済を利息のみの支払いとし、借入金の元金は債務者本人の死亡時に一括して返済する制度を設けている。

独立行政法人 住宅金融支援機構（以下この問において「機構」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

機構は、民間金融機関が貸し付けた住宅ローンについて、住宅融資保険を引き受けることにより、民間金融機関による住宅資金の供給を支援している。

解答：○（正解）

- ・機構は、住宅融資保険を引き受けることにより、民間金融機関による住宅資金の供給を支援している。

◆ 2

機構は、民間金融機関が貸し付けた長期・固定金利の住宅ローンについて、民間保証会社の保証を付すことを条件に、その住宅ローンを担保として発行された債権等の元利払いを保証する証券化支援事業（保証型）を行っている。

解答：×（不正解）

- ・民間保証会社の保証を付けることは条件になっていない。

◆ 3

機構は、貸付けを受けた者が経済事情の著しい変動に伴い、元利金の支払いが著しく困難となった場合には、一定の貸付条件の変更又は支払方法の変更をすることができる。

解答：○（正解）

- ・機構は、貸付けを受けた者に事情がある場合、貸付条件の変更又は支払方法の変更をすることができる。

◆ 4

機構は、高齢者が自ら居住する住宅に対して行うバリアフリー工事又は耐震改修工事に係る貸付けについて、毎月の返済を利息のみの支払いとし、借入金の元金は債務者本人の死亡時に一括して返済する制度を設けている。

解答：○（正解）

- ・機構は、高齢者の住宅に対する貸付で、毎月の返済を利息のみで、借入金の元金は債務者本人の死亡時に一括して返済する制度を設けている。

宅地建物取引業者が行う広告等に関する次の記述のうち、不当景品類及び不当表示防止法（不動産の表示に関する公正競争規約の規定を含む）によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

平成元年に4月1日に建築され、平成8年4月1日に増築された既存住宅を平成21年4月1日から販売する場合、当該増築日を起算点として「築13年」と表示してもよい。

◆ 2

建築基準法で規定する道路に2m以上接していない土地に建築物を建築しようとしても、原則として建築基準法第6条第1項の確認を受けることはできないため、「建築不可」又は「再建築不可」と明示しなくてもよい。

◆ 3

新築賃貸マンションの賃料について、すべての住戸の賃料を表示することがスペース上困難な場合は、標準的な1住戸1か月当たりの賃料を表示すればよい。

◆ 4

宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前であっても、宅地建物取引業法第33条に規定する許可等の処分があった後であれば、当該工事に係る宅地又は建物の内容又は取引条件その他取引に関する表示をしてもよい。

宅地建物取引業者が行う広告等に関する次の記述のうち、不当景品類及び不当表示防止法（不動産の表示に関する公正競争規約の規定を含む）によれば、正しいものはどれか。

◆ 1

平成元年に4月1日に建築され、平成8年4月1日に増築された既存住宅を平成21年4月1日から販売する場合、当該増築日を起算点として「築13年」と表示してもよい。

解答：×（不正解）

- ・建築経過年数は新築された日から起算するので、増築した日からは起算できない。

◆ 2

建築基準法で規定する道路に2m以上接していない土地に建築物を建築しようとしても、原則として建築基準法第6条第1項の確認を受けることはできないため、「建築不可」又は「再建築不可」と明示しなくてもよい。

解答：×（不正解）

- ・「建築不可」又は「再建築不可」は表示しなければ不当表示になる。

◆ 3

新築賃貸マンションの賃料について、すべての住戸の賃料を表示することがスペース上困難な場合は、標準的な1住戸1か月当たりの賃料を表示すればよい。

解答：×（不正解）

- ・全ての住戸の賃料を表示するのが困難なら、「最低賃料」と「最高賃料」を表示すればいい。

◆ 4

宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前であっても、宅地建物取引業法第33条に規定する許可等の処分があった後であれば、当該工事に係る宅地又は建物の内容又は取引条件その他取引に関する表示をしてもよい。

解答：○（正解）

- ・開発許可や建築確認などがあった後であれば、広告表示をしてもいい。

宅地建物の統計等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

平成21年地価公示（平成21年3月公表）によれば、平成20年1月以降の1年間の地価変動率は、全国平均ではすべての用途で下落となった。

◆ 2

平成19年度法人企業統計年報（財務省 平成20年9月公表）によれば、平成19年度における不動産業の経常利益は約3兆4,000億円であり、対前年度比1.1%減となった。

◆ 3

平成20年度国土交通白書（平成21年4月公表）によれば、平成20年3月末現在の宅地建物取引業者数は約14万となっており、前年度に比べわずかながら増加した。

◆ 4

平成21年版土地白書（平成21年5月公表）によれば、平成19年度の宅地供給量は全国で5,400ha（ヘクタール）となっており、対前年度比10.0%減と引き続き減少傾向にある。

宅地建物の統計等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

◆ 1

平成21年地価公示（平成21年3月公表）によれば、平成20年1月以降の1年間の地価変動率は、全国平均ではすべての用途で下落となった。

解答：○（正解）

- ・平成20年1月以降の1年間の地価変動率は、全国平均ではすべての用途で下落となった。

◆ 2

平成19年度法人企業統計年報（財務省 平成20年9月公表）によれば、平成19年度における不動産業の経常利益は約3兆4,000億円であり、対前年度比1.1%減となった。

解答：○（正解）

- ・平成19年度における不動産業の経常利益は約3兆4,000億円であり、対前年度比1.1%減となった。

◆ 3

平成20年度国土交通白書（平成21年4月公表）によれば、平成20年3月末現在の宅地建物取引業者数は約14万となっており、前年度に比べわずかながら増加した。

解答：×（不正解）

- ・平成20年3月末現在の宅地建物取引業者数は「約13万」となっており、前年度に比べわずかながら「減少」した。

◆ 4

平成21年版土地白書（平成21年5月公表）によれば、平成19年度の宅地供給量は全国で5,400ha（ヘクタール）となっており、対前年度比10.0%減と引き続き減少傾向にある。

解答：○（正解）

- ・平成19年度の宅地供給量は全国で5,400ha（ヘクタール）となっており、対前年度比10.0%減になった。

法令上の制限・他 平成 21 年 問 49 「土地」

土地に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

◆ 1

山地の地形は、かなり急峻で大部分が森林となっている。

◆ 2

台地・段丘は、農地として利用され、また都市的な土地利用も多い。

◆ 3

低地は、大部分が水田として利用され、地震災害に対して安全である。

◆ 4

臨海部の低地は、水利、海陸の交通に恵まれているが、住宅地として利用するためには十分な防災対策が必要である。

法令上の制限・他 平成 21 年 問 49 「土地」

土地に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

◆ 1

山地の地形は、かなり急峻で大部分が森林となっている。

解答：適当

- ・山地の地形は急峻で、大部分が森林。

◆ 2

台地・段丘は、農地として利用され、また都市的な土地利用も多い。

解答：適当

- ・台地・段丘は、農地に利用され、都市的な利用も多い。

◆ 3

低地は、大部分が水田として利用され、地震災害に対して安全である。

解答：不適当

- ・低地は地盤が軟弱な所が多いので、地震災害に対して安全であるとはいえない。

◆ 4

臨海部の低地は、水利、海陸の交通に恵まれているが、住宅地として利用するためには十分な防災対策が必要である。

解答：適当

- ・臨海部の低地は、地震に弱く、水害の危険性があるので十分な防災対策が必要。

建物の構造に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

◆ 1

鉄骨構造の特徴は、自重が重く、耐火被覆しなくても耐火構造にすることができる。

◆ 2

鉄筋コンクリート構造は、耐火、耐久性が大きく骨組形態を自由にできる。

◆ 3

鉄骨鉄筋コンクリート構造は、鉄筋コンクリート構造よりさらに優れた強度、じん性があり高層建築物に用いられる。

◆ 4

集成木材構造は、集成木材で骨組を構成した構造で体育館等に用いられる。

建物の構造に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

◆ 1

鉄骨構造の特徴は、自重が重く、耐火被覆しなくても耐火構造にすることができる。

解答：×（不適当）

- ・鉄骨構造は熱に弱い。耐火被覆が必要。

◆ 2

鉄筋コンクリート構造は、耐火、耐久性が大きく骨組形態を自由にできる。

解答：○（適当）

- ・耐火、耐久性が大きく、骨組形態を自由にできる。

◆ 3

鉄骨鉄筋コンクリート構造は、鉄筋コンクリート構造よりさらに優れた強度、じん性があり高層建築物に用いられる。

解答：○（適当）

- ・鉄骨鉄筋コンクリート構造は、鉄筋コンクリート構造より強度、じん性（ねばり強さ）が優れている。

◆ 4

集成木材構造は、集成木材で骨組を構成した構造で体育館等に用いられる。

解答：○（適当）

- ・集成木材構造は、体育館等の大型施設に適している。

【制作日/修正日】

2013/10/13 問 26 の解説、問 32 の問題と解説を修正

2013/9/23 制作

【発行元サイト】

宅建合格ナビ <http://tukaeru-takken.com/>

【運営ブログ】

権利関係ナビ <http://takkennavi.blog.fc2.com/>

宅建業法ナビ http://blog.livedoor.jp/takken_navi/

法令制限ナビ <http://takken-kakomon.seesaa.net/>

Copyright(C) 宅建合格ナビ All rights reserved.